

小山市平地林保全・ 管理計画

令和7年3月

はじめに

小山市は、農業、商工業のバランスが良く、東西南北の交通の要衝にあり、市街地の周辺には田園環境が広がっており、市内中心部を流れる思川は、ラムサール条約湿地「渡良瀬遊水地」に繋がるすばらしい環境を有しています。渡良瀬遊水地は、絶滅危惧種を含む貴重な動植物が生息する雄大な自然の宝庫であり、近年では遊水地内に生息する国の特別天然記念物「コウノトリ」のペアからヒナも誕生しています。本市では、このような田園環境と都市環境の調和のとれた「田園環境都市おやま」を将来にわたって維持向上させ、市民の皆様が快適に暮らし、住み続けたいと感じられるウェルビーイングが実現できるまちづくりを進めています。



そして、この「田園環境都市おやま」の自然と田園風景を特徴づけるのが、市内各所に点在する緑豊かな平地林です。平地林は、水をたくわえ水害等の災害を防止するほか、美しい景観や環境教育活動の場の提供、地球温暖化の防止や生物多様性の保全など、豊かな自然環境を守るだけでなく、私たちが安全で快適に暮らしていくためにも重要な役割を担っています。しかしながら、ここ数十年の間、公共事業、住宅地の造成、資材置き場や太陽光発電パネルなどの設置により平地林は急速に減少を続けています。貴重な自然環境と人々の暮らしを守っていくためにも、平地林を次世代に引き継いでいくことが重要な課題となっています。

このため、令和6年2月に改定した「生物多様性おやま戦略」において、戦略をけん引するリーディング・プロジェクトのひとつとして、「おやまの平地林をまもる取組を広げる」を位置づけ、平地林の保全と適正な管理の実現に向け、重点的に取組を進めることとしました。今回、市内平地林の分布状況等の現況調査を実施し、現状と課題を整理したうえで、優先的に保全すべきエリアの抽出や保全施策等の検討を行い、「小山市平地林保全・管理計画」として策定したものです。

本計画に基づき市内平地林の保全と適正な管理を推進することで、「生物多様性おやま戦略」に定めた目指すべき将来像「たくさんの生命(いのち)輝くまち おやま」、そして、生物多様性の損失を止め回復軌道に反転させる”ネイチャーポジティブ”の実現を目指します。

令和7年3月

小山市長

浅野正富

目次

1. 計画の概要	1
1.1. 計画策定の目的	1
1.2. 計画期間	1
1.3. 本計画の対象地域	1
1.4. 計画の位置づけ	1
2. 市内の平地林の現状と課題	5
2.1. 平地林の現状	5
2.1.1. 山林面積の経年変化	5
2.1.2. 平地林分布状況	6
2.1.3. 平地林保全活動状況	12
2.1.4. 平地林に関するアンケート結果	13
2.1.5. 既存の保全制度	14
2.2. 平地林保全の課題	17
2.2.1. 平地林の保全制度の充実	17
2.2.2. 平地林の担い手育成	17
2.2.3. 平地林の活動支援	17
2.3. 本計画と連携して取り組むべき上位計画の施策	18
3. 平地林の評価及び保全優先度の設定	19
3.1. 評価項目の評価値の設定	19
3.2. 評価結果	20
4. 平地林保全施策	21
4.1. 平地林の保全制度の充実(既存制度の活用と新規制度の創設)	22
4.1.1. 平地林の現況把握及び台帳の整備・活用	22
4.1.2. (仮称)おやま平地林保全推進エリアの指定	22
4.1.3. 平地林保全の地区・地域指定の推進	24
4.1.4. 平地林の公有地化の推進	25
4.1.5. 平地林についての協定締結の推進	25
4.1.6. 平地林の再生支援	26
4.1.7. OECM 認定制度の登録支援	26
4.2. 平地林の担い手育成	26
4.2.1. ガイドラインの作成・活用	26
4.2.2. 活動団体、ボランティアの育成	26
4.2.3. 環境教育等の推進	26
4.2.4. 専門家派遣	27
4.2.5. 平地林保全管理モデルの構築	27
4.3. 平地林の保全・管理活動支援	27
4.3.1. 土地所有者への支援	27
4.3.2. 活動団体への活動支援	27
4.3.3. 剪定枝や伐採材の活用	28
4.3.4. 活動支援体制の構築	28
4.4. 各施策と主な実施主体	29
5. 平地林保全管理方針	30
5.1. モデル樹林の選定	30
5.2. 目標植生と望ましい管理	34

1. 計画の概要

1.1. 計画策定の目的

小山市は、令和5年10月、小山市議会と共同で、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「カーボンニュートラル」と、2030年までに今の自然の損失をポジティブに変換させて2050年までに自然と共生する社会を目指す「ネイチャーポジティブ¹」について、「ゼロカーボンシティ&ネイチャーポジティブ」宣言を発表した。また、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略として、平成25年3月に策定した「生物多様性おやま行動計画」を令和6年2月に「生物多様性おやま戦略」として改定した。当該戦略に定めた目指すべき将来像である「たくさんの生命（いのち）輝くまち おやま」、そして、生物多様性の損失を止め回復軌道に反転させる「ネイチャーポジティブ」の実現を目指しているところである。

戦略改定に伴う市内における動植物調査により、公共事業、住宅地の造成、資材置き場や太陽光発電パネルなどの設置により減少を続けている平地林²の保全と適正な管理³が、分断された市内生態系ネットワークを繋げていくために必要であることが明らかになってきた。

小山市では、当該戦略をけん引するリーディング・プロジェクトのひとつ「おやまの平地林をまもる取組を広げる」を推進するため、今後、平地林の保全と適正な管理を行うにあたり、民有地を含む平地林の現状を把握し、優先的に保全すべき場所の抽出及び保全方策の検討を行った上で、「小山市平地林保全・管理計画」を策定するものである。

1.2. 計画期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とする。また、平地林の植生³管理に関する計画期間については、継続的な取り組みが必要であることから、令和7年度から令和16年度までの10年間とする。

1.3. 本計画の対象地域

本計画の対象となる地域は、小山市全域とする。

1.4. 計画の位置づけ

本計画は、市制100周年を迎える2054年の本市のあるべき姿を描く「田園環境都市おやまビジョン」の実現に向け、市政運営の最上位計画である「小山市総合計画」に基づく部門別計画として、「生物多様性おやま戦略」、「小山市環境基本計画」、「小山市都市と緑のマスタープラン」との整合性を図りながら策定した。

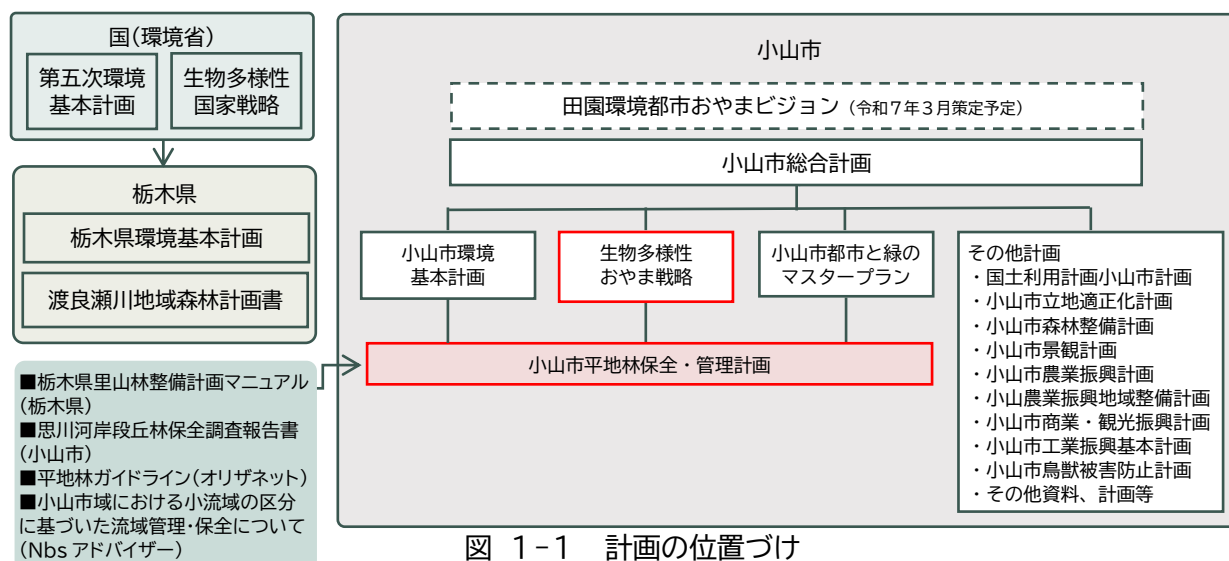


図 1-1 計画の位置づけ

¹ 日本語訳で「自然再興」といい、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指す。

² 一般に丘陵帯以下にある森林を指す。本市は大部分が台地と低地からなり、市内に分布する森林を平地林と呼んでいる。

³ ある地域に生育する植物の集団。植生の成立は、地形や気候などの環境要因や、伐採や農耕などの人為的要因の影響を受ける。

なお、都市と緑のマスタープランにおける「(4) 地域制緑地によるみどり空間の保全・活用【農地・平地林等の保全・活用】」を進めるにあたっての指針として本計画を活用する。

● 生物多様性おやま戦略のリーディング・プロジェクトにおける平地林の取組

「生物多様性おやま戦略」の施策のうち、令和 14(2032)年の短期目標実現に向け、計画全体をリーディングする誘導的な取組を「リーディング・プロジェクト」(先導的施策)として位置づけ、令和 6(2024)年から令和 8(2026)年までの 3 年間を事業推進期間として、先導的に取組を進めている。

リーディング・プロジェクト 1 おやまの平地林をまもる取組を広げる

取組 No. 1-2-1 平地林の現状把握

- 市域の動植物調査とあわせて、市内の里山⁴環境と平地林の現状を定期的に把握し、平地林保全に関する計画の策定及び保全対策の推進を検討します。

取組 No. 1-2-3 OECM⁵認定を見据えた民有緑地の把握

- 生物多様性保全に資する民有緑地の把握に努めます。
- OECM 認定制度への登録を促すための普及啓発・インセンティブの仕組みをつくります。

取組 No. 1-4-2 平地林保全管理のモデル事業の実施

- 市民団体や企業・事業者、学校等と連携した平地林等の里地里山⁶の保全管理活動のモデル事業として、持続的な保全・活用を検討・実施し、他のエリアにも広げていきます。
モデル地域: 東島田ふるさとの森

<関連する主な課題>

- 湿地、平地林、草地等、生きものの生息・生育環境やそのつながりの保全・再生・創出
- 生息・生育環境への開発の影響を回避・軽減・代替する法制度の整備
- 生物多様性に配慮した公園等緑地の維持管理
- 保全管理活動の推進による平地林の樹林環境の質の向上

出典:「生物多様性おやま戦略」第 5 章 生物多様性リーディング・プロジェクト p.83

⁴ 集落や人里に近接し、落ち葉や薪の採取場として利用されてきた林とその周辺環境。

⁵ Other Effective area based Conservation Measures の頭文字であり、国立公園などの保護地域以外で生物多様性保全に資する地域。

⁶ 原生的な自然と都市との中間に位置する集落とその周辺の林、農地、ため池、草原などで構成され、人間のくらしに伴う働きかけを通じて環境が形成・維持されている地域。

● 生態系ネットワークにおける平地林

「生物多様性おやま戦略」では、生態系ネットワークの核として、まとまりのある樹林を思川沿いの2箇所と鬼怒川沿いの1箇所の計3箇所において位置づけている。

また、市中央北部と市中央南部において、「畑地・水田・樹林モザイク」エリアとしてゾーニングされている。

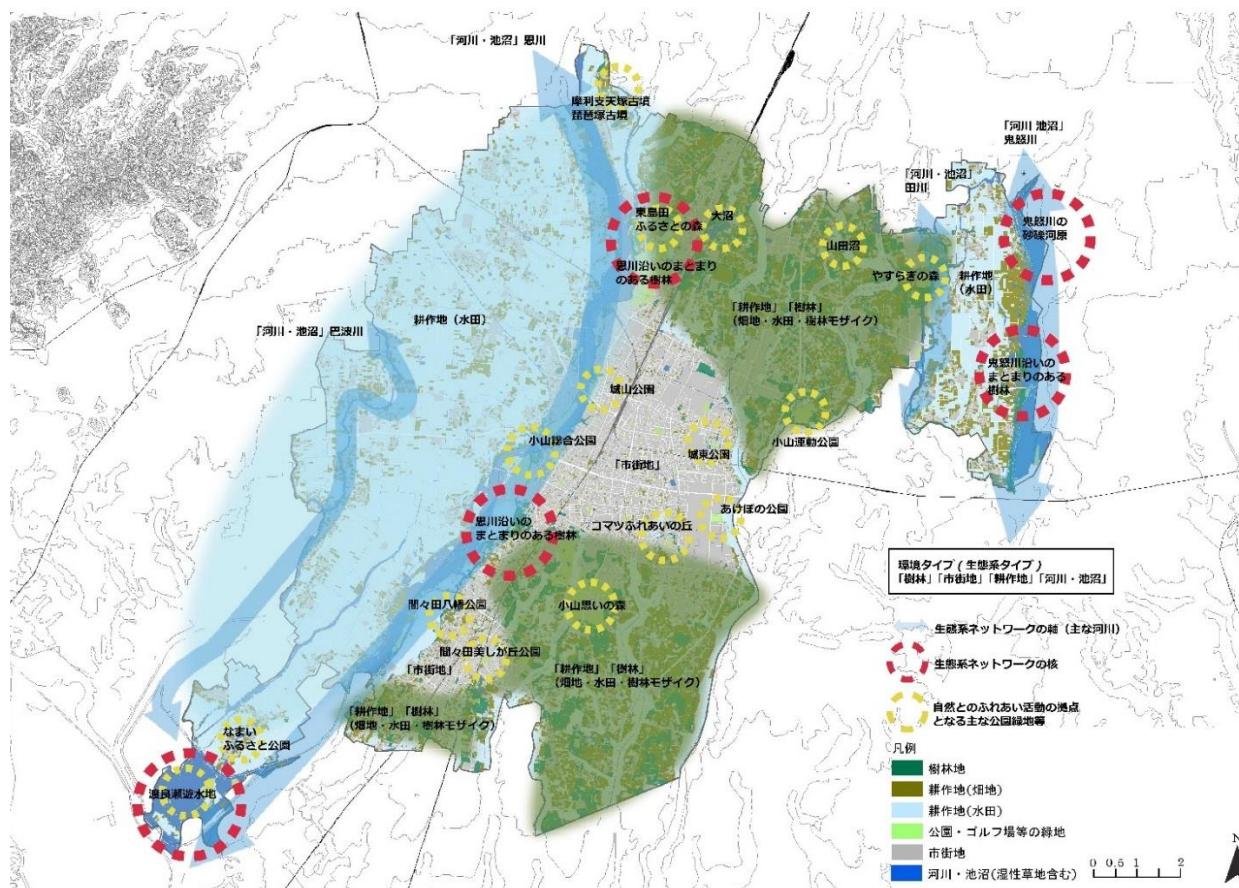


図 1-2 おやまの生態系ネットワーク図

出典：「生物多様性おやま戦略」p.50-51

● 都市と緑のマスタープランにおける平地林

「小山市都市と緑のマスタープラン」では、平地林保全の拠点ゾーンとして思川沿いに2箇所、鬼怒川沿いに1箇所の計3箇所位置づけられている。本市の中心部を流れる思川に連なる河岸段丘⁷に存在する樹林地、台地上に残る平地林の保全軸が本市のみどりを支える主要な軸として位置づけられている。

みどりの種類	具体的な配置方針
思川、鬼怒川およびその他河川の主要な軸	河川およびそれに連なる河岸段丘林・河川緑地を自然生物の生息地および水源地の主要な軸として保全します。
渡良瀬遊水地およびその他の水辺地の拠点	遊水地および農業用ため池などの水辺地を自然生物の生息地および農業用水源地の拠点として保全します。
平地林	宝木台地を中心に市内に残る平地林を地域の貴重なみどりとして保全します。
市街地内のみどり	街路樹や生垣、社寺林など市街地内の遮熱、防音等環境改善が期待できる緑を整備・保全します。
農地	主に水田による水源涵養 ⁸ 、水生生物の生息地、気温調節等多様な機能が持続的に発揮されるよう保全します。

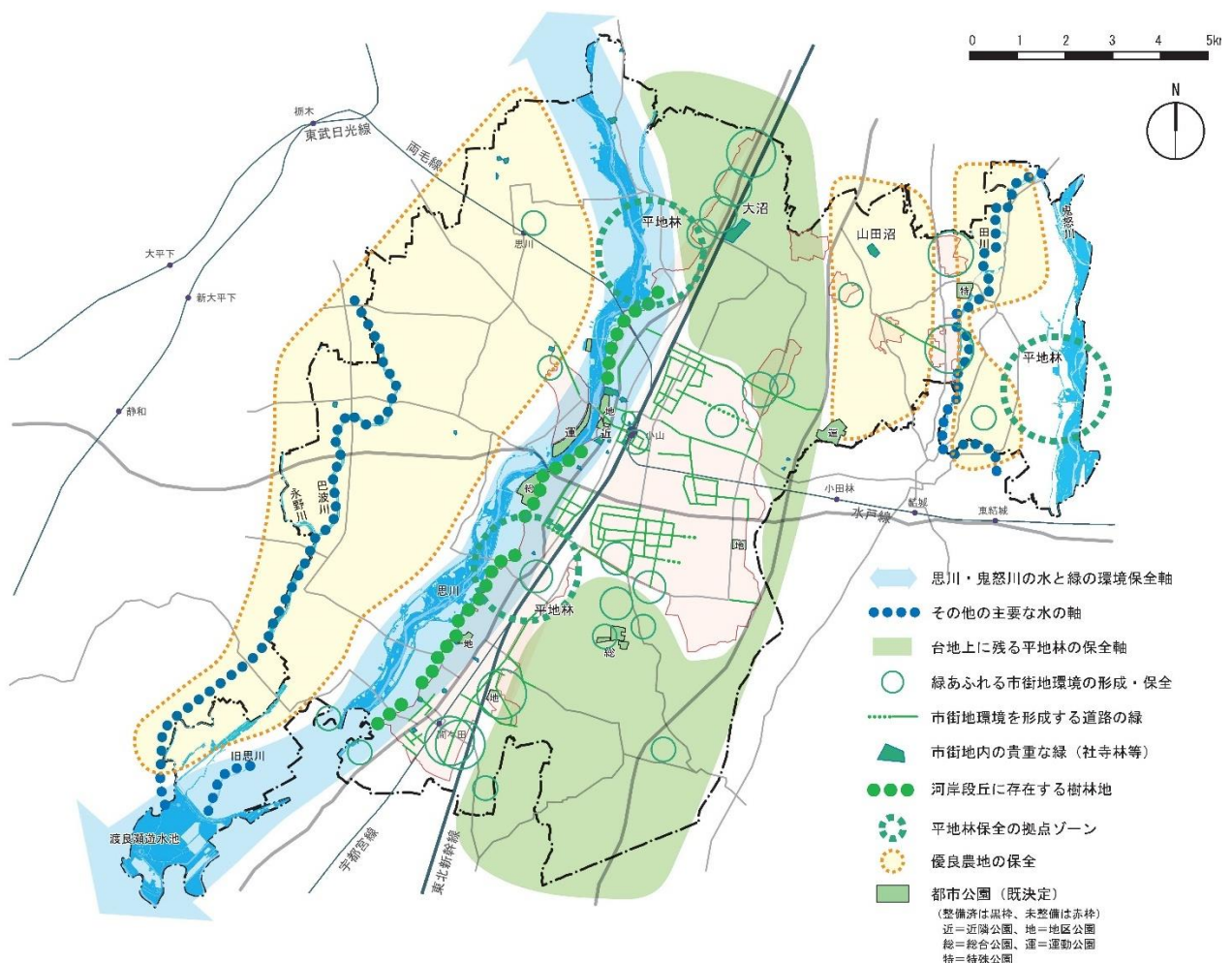


図 1-3 環境保全の方針図

出典:「小山市都市と緑のマスタープラン」p.141

⁷ 川の流れに沿ってつくられた階段状の地形。階段の上の面を「段丘面」、崖になっている側面を「段丘崖」という。

⁸ 森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化される。

2. 市内の平地林の現状と課題

2.1. 平地林の現状

2.1.1. 山林面積の経年変化

本市の山林面積は、平成 15 年の 11.5 km²と令和 5 年の 8.0 km²で、20 年でおおよそ 3 割減少している。

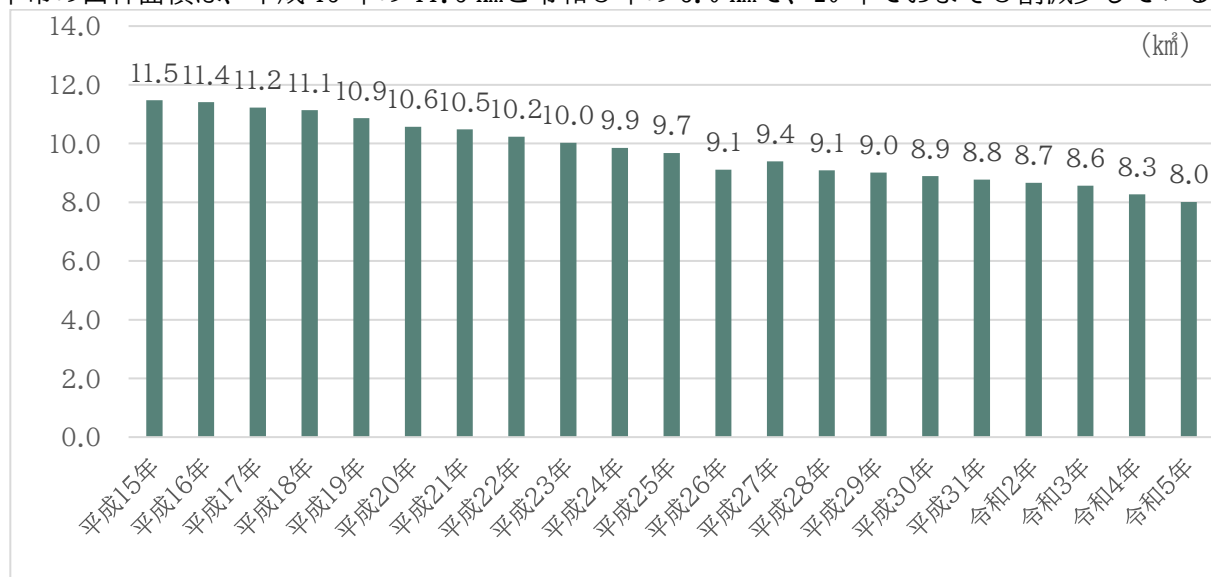


図 2-1 山林面積の推移

(各年の小山市の概要より作成)

本市の総面積 171.75 km²のうち、令和 5 年では約半分の 46.8%が農地（田、畑）として利用され、総面積の約 5 分の 1 にあたる 18.6%が宅地として利用されている。山林は平成 15 年で 6.7%、令和 5 年で 4.7%となっており、公共事業、資材置き場や太陽光発電パネルとしての利用の増加も伴い減少傾向にある。

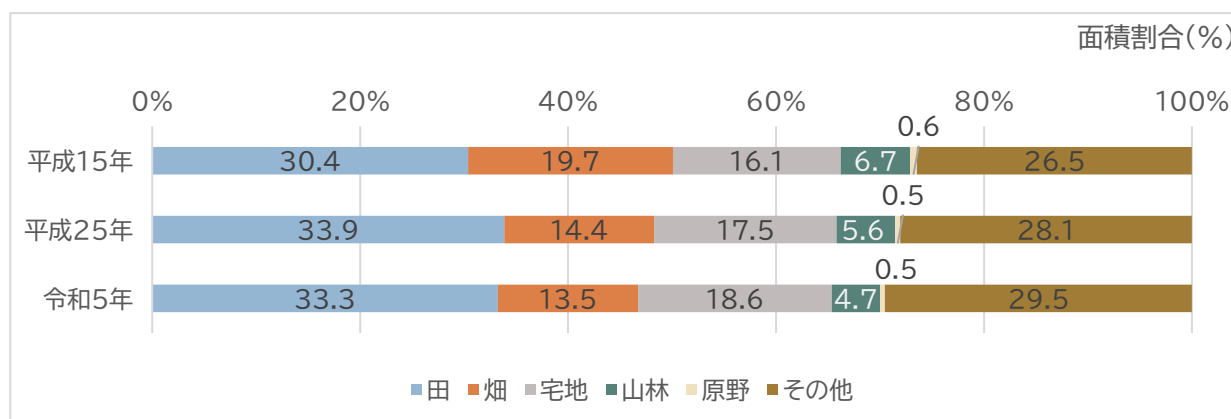


図 2-2 地目別面積の割合

(各年の小山市の概要より作成)

2.1.2. 平地林分布状況

本計画策定にあたり、市内を 11 地区に区分し、平地林の分布調査を行った。

本市内における平地林は二次林⁹が多く、人間が手を加え続けることにより歴史的に維持されてきたものである。薪や炭、肥料の供給源として、農山村で重要な役割を果たし、里山が長い間維持されてきた。

また、本市は、思川を境に西側の水田地帯と東側の市街地と農地と平地林がモザイク状に分布しており、地区によって自然環境や土地利用、文化的な背景が異なることから、これらを反映した地区区分として旧町村単位を基本とし、大谷地区については北部・中部と南部に区分することにした。

なお、「田園環境都市おやまビジョン（令和 7 年 3 月策定予定）」においても同様の地区区分がなされている。

(1) 対象とする平地林

平地林分布状況調査では、原則として、概ね 5m 以上で構成されている樹木群で、面積 100 m²以上を対象とした。

(2) 平地林の面積

本市内の平地林の地区別の分布状況を表 2-1 に示す。11 地区のうち面積が最も大きいのが桑地区の 268.2ha であり、最も小さいのが寒川地区の 6.1ha である。

表 2-1 地区面積及び平地林面積

No.	地区名	地区面積(ha)	平地林面積(ha)	平地林の割合(%)
1	小山	1,384.5	94.8	6.8
2	大谷北部・中部	1,774.9	87.7	4.9
3	大谷南部	1,252.7	203.8	16.3
4	間々田	1,807.3	154.3	8.5
5	生井	1,251.3	24.7	2.0
6	寒川	629.0	6.1	1.0
7	豊田	2,103.1	45.7	2.2
8	中	867.1	11.1	1.3
9	穂積	1,314.6	29.9	2.3
10	桑	3,058.0	268.2	8.8
11	絹	1,729.2	101.4	5.9
総計		17,171.7	1,027.7	6.0

※地区面積及び平地林面積はポリゴンの面積を ArcGIS Pro において算出した。

⁹ 伐採や風水害、山火事などにより森林が破壊された跡に、土中に残った種子や植物体の成長、人為による植栽などにより成立した林の総称。

表 2-2 地区別面積区分別平地林箇所数

No.	地区名	100-300 ※	300-500	500- 1000	1000- 3000	3000- 5000	5000- 10000	10000- 50000	50000 以 上	合計
1	小山	362	89	82	78	24	17	17	1	670
2	大谷北部・ 中部	102	47	66	75	19	27	15	2	353
3	大谷南部	19	32	48	76	43	34	59	2	313
4	間々田	76	42	69	87	39	50	36	1	400
5	生井	108	36	41	33	13	8	2	0	241
6	寒川	117	14	14	14	2	0	0	0	161
7	豊田	27	21	36	36	15	6	10	0	151
8	中	64	32	21	25	3	1	1	0	147
9	穂積	6	10	17	24	8	8	8	0	81
10	桑	40	35	88	196	81	89	66	1	596
11	絹	9	16	25	58	28	15	21	4	176
合計		930	374	507	702	275	255	235	11	3289

※面積区分の100-300は100 m以上 300 m未満を示す。

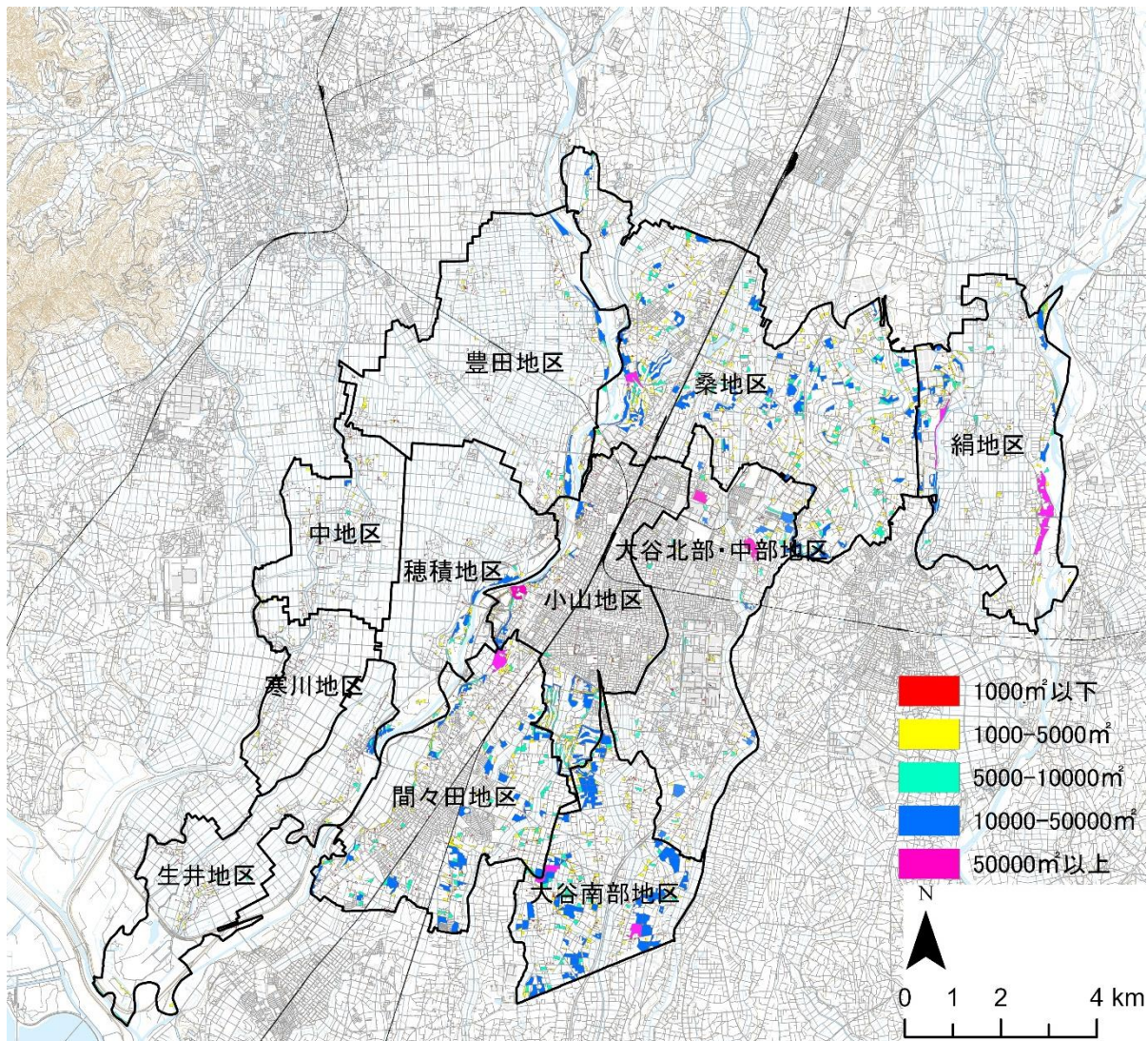


図 2-3 面積区分(m²)ごとの平地林分布状況

※「基盤地図情報」(国土地理院) (<https://fgd.gsi.go.jp/download/menu.php>) に平地林分布を追記して掲載
カラーデジタル航空写真オルソ画像データ(令和5年12月撮影)を用いて目視によって平地林の区分を判読し、平地林分布データを作成。令和5年12月以降に平地林の消失を把握した地点については分布状況に反映した。

(3) 平地林の区分

把握した平地林について、写真判読により構成する主な樹木の種類別の区分を行った。

区分は、常緑広葉樹林、落葉広葉樹林、スギ・ヒノキ植林、竹林、混交林、植栽林、苗圃とした。

表 2-3 地区別植生区分別平地林箇所数

No.	地区名	植生区分						
		常緑広葉樹林	落葉広葉樹林	スギ・ヒノキ植林	竹林	混交林	植栽林	苗圃
1	小山	17	85	0	13	61	483	11
2	大谷北部・中部	4	48	4	24	82	189	2
3	大谷南部	1	36	2	21	203	41	9
4	間々田	14	79	21	43	82	122	39
5	生井	1	47	3	22	41	113	14
6	寒川	6	4	0	8	8	130	5
7	豊田	4	24	5	32	42	43	1
8	中	4	8	2	11	14	103	5
9	穂積	2	14	1	30	31	3	0
10	桑	11	192	43	41	202	106	1
11	絹	3	88	4	47	20	14	0
総計		67	625	85	292	786	1347	87

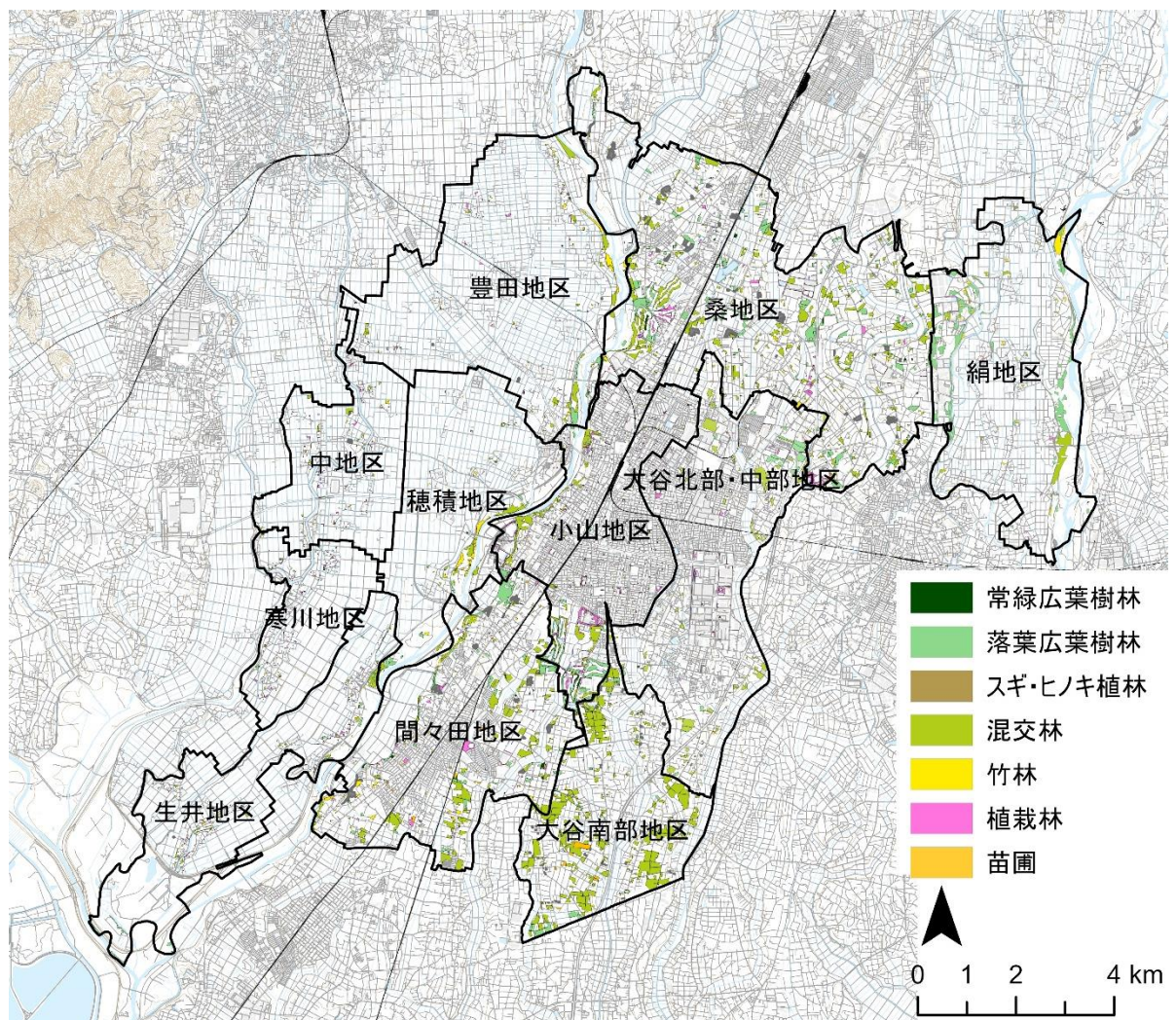


図 2-4 植生区分ごとの平地林分布状況

※「基盤地図情報」(国土地理院) (<https://fgd.gsi.go.jp/download/menu.php>) に平地林分布を追記して掲載

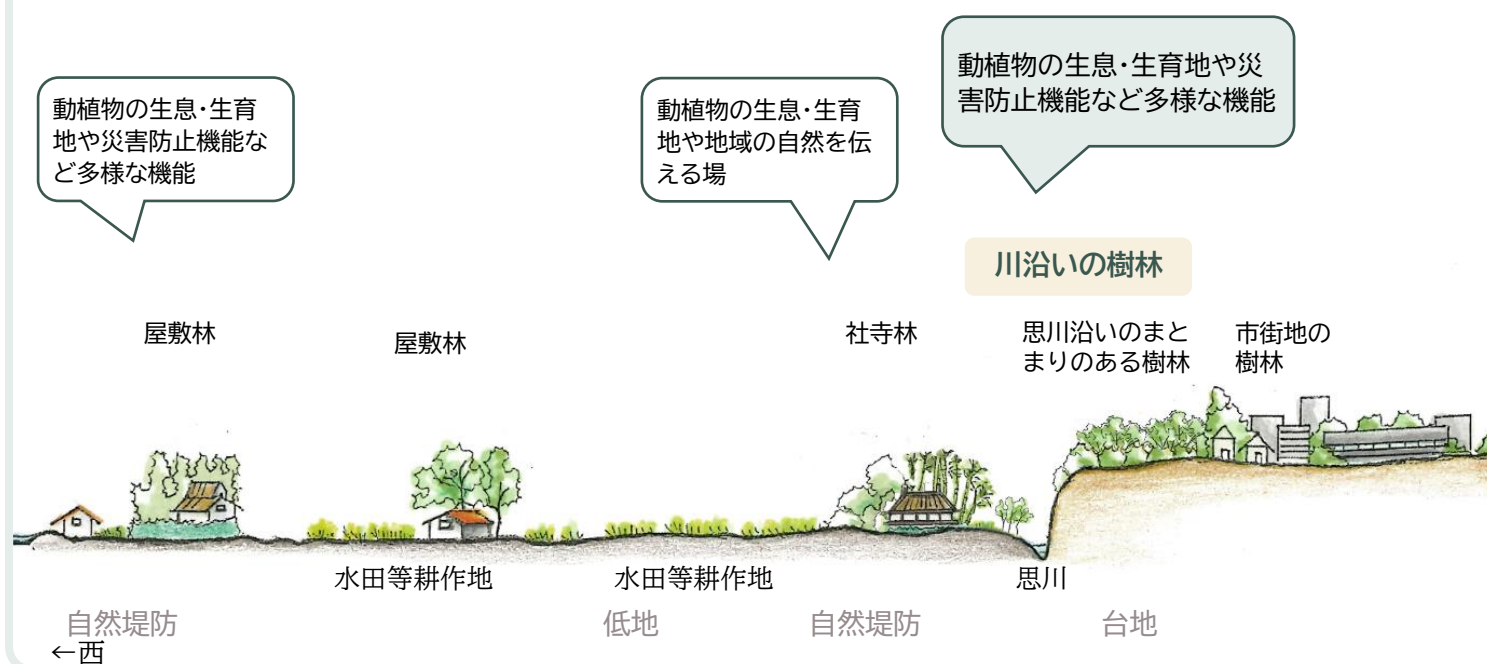
(4) 地区別平地林分布状況

地区別の平地林分布状況を以下に示す。

表 2-4(1) 地区別平地林分布概況

地区名 平地林面積 ・割合	分布概況	写真（特徴的な樹林）	
No. 1 小山 94.8ha 6.8%	・地区南側のゴルフ場周辺、思川沿いに多い。 ・ゴルフ場周辺は植栽林または混交林が見られた。 ・思川沿いの社寺林等では大規模な落葉広葉樹林や混交林が見られた。 ・市街地には、100～300 m²の小規模な植栽林が多い。	 	ゴルフ場周辺の企業緑地※の植栽林
No. 2 大谷 北部・中部 87.7 ha 4.9%	・地区の北東部と南西部の農地や住宅地の中にモザイク状に分布している。 ・1000～3000 m²の混交林や植栽林が多い。	 	農地の中の落葉広葉樹林
No. 3 大谷南部 203.8 ha 16.3%	・地区全体に農地や住宅地の中にモザイク状に分布している。 ・1000～3000 m²の混交林や落葉広葉樹林が多い。農地付近に大規模な苗圃が見られた。	 	農地や住宅地の中の落葉広葉樹林
No. 4 間々田 154.3 ha 8.5%	・地区の東側と西側の市街化調整区域を中心に分布している。 ・東側は農地や住宅地の中にモザイク状に1000～3000 m²の植栽林や落葉広葉樹林が多い。 ・思川沿いの社寺林等では大規模な落葉広葉樹林や混交林が見られた。	 	住宅地に隣接する混交林 農地の中の混交林
No. 5 生井 24.7 ha 2.0%	・思川沿い、旧思川、与良川の自然堤防上の集落に多く分布している。 ・思川沿いで大規模な落葉広葉樹林や混交林が見られた。 ・集落では、500～1000 m²の植栽林が多い。	 	思川沿いの落葉広葉樹林 旧思川沿いの落葉広葉樹林

地区名 平地林面積 ・割合	分布概況	写真（特徴的な樹林）	
No.6 寒川 6.1ha 1.0%	・地区の西側の永野川と巴波川の自然堤防上の集落に主に分布している。 ・500～3000 m²の植栽林や混交林が多い。		
No.7 豊田 45.7 ha 2.2%	・自然堤防上の集落や地区の東側の思川沿いに多く分布している。 ・500～3000 m²の植栽林や混交林が多い。		
No.8 中 11.1 ha 1.3%	・地区の西側の永野川、東側の巴波川に挟まれた自然堤防上の集落に多く分布している。 ・300～500 m²の植栽林が多い。 ・比較的面積が大きい樹林は、社寺林で見られた。		



地区名 平地林面積 ・割合	分布概況	写真(特徴的な樹林)	
No.9 穂積 29.9 ha 2.3%	・地区の東側の思川沿いに主に分布している。 ・思川沿いは、1000～3000㎡の混交林や竹林が多く分布している。		
No.10 桑 268.2ha 8.8%	・地区の西側の思川沿いや農地周辺に多い。 ・思川沿いのゴルフ場周辺に大規模な混交林が分布している。 ・農地周辺はかつての農用林などで 1000～3000㎡の混交林や落葉広葉樹林が多い。		
No.11 絹 101.4 ha 5.9%	・地区の東側の鬼怒川沿いや田川の自然堤防上の集落に多い。 ・鬼怒川沿いの河畔林¹⁰に大規模な落葉広葉樹林や竹林が分布している。 ・集落では、1000～3000㎡の落葉広葉樹林や竹林が多い。		



¹⁰ 河川に沿って分布する森林。下流の氾濫原（洪水時に氾濫水に覆われる土地）にあるものを「河畔林」と呼び、河畔林にはヤナギ類などが生育している。

(5) 生態系ネットワークと平地林の分布状況

現況調査における平地林の分布状況結果から、思川沿い、鬼怒川沿いには規模の大きいまとまった平地林が多く分布しており、これらは「生物多様性おやま戦略」の生態系ネットワーク¹¹の軸である川沿いの樹林に該当するものである。

また、桑地区、大谷南部地区、大谷北部・中部地区では、面積が大きく、平地林の割合も高い結果となっており、これらは同戦略の生態系ネットワークの畑地・水田・樹林モザイクエリアの樹林に該当している。

「生物多様性おやま戦略」において位置づけられた生態系ネットワークの軸である川沿いの樹林と畑地・水田・樹林モザイクのエリアの樹林は、保全上重要な場所であり、多様な動植物の生息・生育地となっている。さらに、河川沿いの樹林は、災害防止機能など多様な機能を有し、畑地・水田・樹林モザイクエリアの樹林には、地域の文化を継承する里地里山の原風景が残されており、市民にとっても非常に大切なエリアとなっている。

2.1.3. 平地林保全活動状況

市内の平地林管理活動団体4者に保全活動の状況についてヒアリングを実施した結果を下表にまとめた。

各団体が抱える主な課題としては、敷地の外周部の安全管理や後継者の育成、維持管理費の確保が挙げられた。

表 2-5 平地林保全活動状況

No.	活動場所	活動状況(活動頻度、活動人数、主な活動内容)	主な課題
1	東野田	適宜、2名、外周管理(越境枝、不良木の伐採)、下刈り、落ち葉かき、剪定枝等のチップ化	外周部の安全管理(越境枝、不良木等)、後継者育成
2	荒井	2回/年、数名、下刈り	外周部の安全管理(越境枝、不良木等)
3	鉢形	週1程度、8名、林縁部の草刈り、外周部管理(高木の剪定)、竹林管理	人手の確保
4	千駄塚	2回/年、間伐 ¹² 、林縁部の除草	維持管理費の確保、後継者育成 外周部の安全管理(越境枝、不良木等)

¹¹ 対象となる地域において優れた自然条件を有する場所を、生物多様性の拠点(コアエリア)として位置付けつつ、野生生物の移動・分散を可能とするため、コアエリア間を生態的回廊(コリドー)で相互に連結させる考え方。

¹² 間伐: 森林の成長に応じて樹木の一部を伐採し、過密となった林内密度を調整する作業。

2.1.4. 平地林に関するアンケート結果

本市内の平地林所有者を対象とした管理状況や利用意向についてのアンケートの結果（2024 年 12 月末集計時点）を以下に示す。

「所有する平地林についての悩みや相談事項について」は、「管理について」の悩みが最も多く、具体的には『労力、金銭、様々な要素で負担が大きい』、『管理方法を教えて欲しい』、『所有者の高齢化』などが挙げられた。

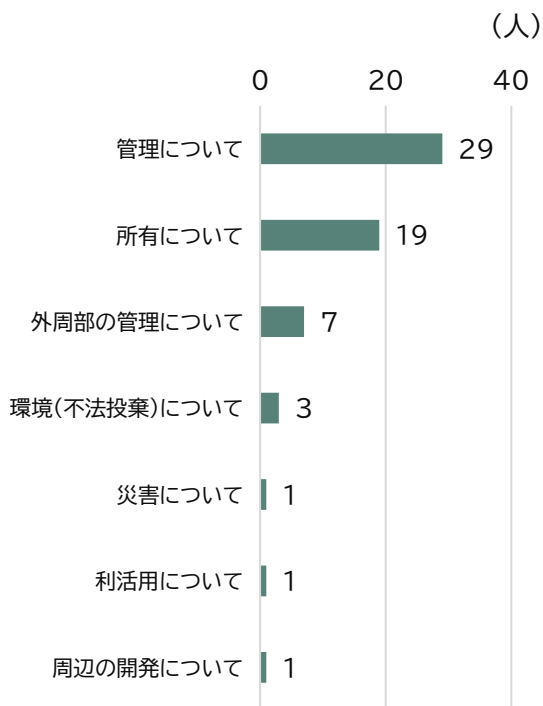
次いで「所有について」が多かったが、こちらは主に管理の面で挙げられた負担要素が原因で手放したいという意見が多く挙げられた。

「平地林に関しての意見・感想について」は、「開発規制」に関する要望が最も多く、具体的には『太陽光発電パネルや車両置き場のための開発を規制して欲しい』というような意見が多く挙げられた。

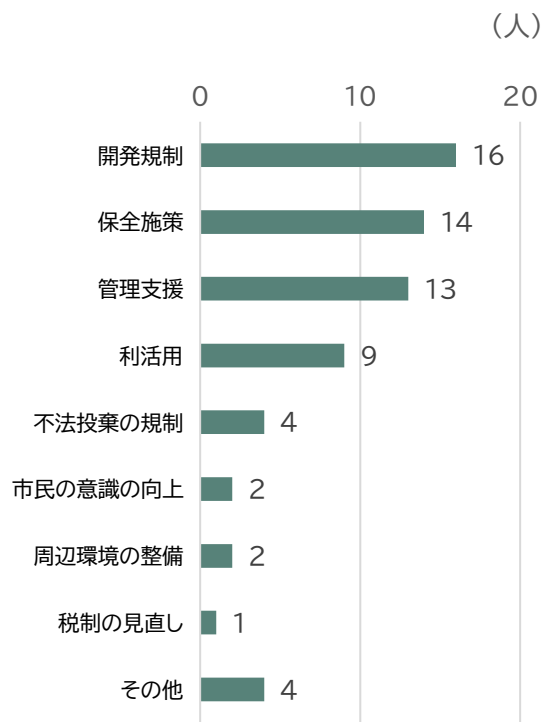
次いで「保全施策」が最も多く、『自然や生物の減少を抑制して欲しい』や『買い取り手を見つけて保全して欲しい』というような意見が挙げられた。

また、「子供たちの活動の場等に活用して欲しい」というような利活用に関する意見も多く挙げられた。

Q13.所有する平地林のお悩みや相談事項について



Q14.平地林に関しての意見・感想について



2.1.5. 既存の保全制度

(1) 法令等に基づく保全

既存の主な保全制度と本市域への適用可能性を以下に整理した。

本市における平地林のうち、法律や条例等による既存の保全制度により指定されているものは、東島田ふるさとの森の1箇所が森林法に基づく保安林に指定されているほか。小山市みどりのまちづくり条例に基づき保存樹木1件、保存生垣5件が指定されている。

表 2-6 既存の主な保全制度の概要

法令	制度	対象範囲	面積規模	制度の趣旨	規制
森林法	保安林 (第25条)	—	—	・水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため指定される制度	強
都市緑地法	特別緑地保全地区 (第12条)	・都市計画区域 ¹³ 内の緑地(小山市の場合は市全域)	・指定に面積規模の要件はないため、小規模な樹林地も指定の対象となる。	・都市内の良好な自然的環境を現状凍結的に保全する制度	強
	市民緑地契約 (第55条)	・都市計画区域内(小山市の場合は市全域)	・300㎡以上の土地又は人工地盤、建築物その他の工作物	・都市緑地法に基づき、土地所有者と市民緑地契約を取り交わし身近な自然とのふれ合いの場を確保する制度	強
	緑地協定 (第45条、第54条)	・都市計画区域内(小山市の場合は市全域)の相当規模の一団の土地	・指定に面積規模の要件はないため、小規模な樹林地も指定の対象となる。	・土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度	緩
	管理協定 (第24条)	・特別緑地保全地区等	—	・特別緑地保全地区等の土地所有者と地方公共団体などが協定を結ぶことにより、土地所有者に代わって緑地の管理を行う制度	緩
小山市みどりのまちづくり条例	保存樹木・樹林制度 (第31条)	・小山市内	・樹林は土地の面積500㎡以上	・良好な樹林等の保全を目的として指定する制度	緩

¹³ 都市計画法第5条に基づき、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域として、都道府県が指定する区域。なお、本市の都市計画区域は、行政区域の全域となっている。

既存の主な保全制度の優遇措置及びメリットについて以下に示す。

表 2-7 既存の主な保全制度の優遇措置及びメリット

法令	制度	優遇措置・メリット	公有地化(買入れ等)
森林法	保安林 第 25 条	1. 固定資産税や不動産取得税、特別土地保有税が免除 ・相続税・贈与税は 3 割から 8 割が控除 2. 特別の融資 ・長期で低利の資金を(株)日本政策金融公庫から借りることができる。 3. 伐採の制限に伴う損失の補償を受けられる ・立木資産に対する損失の補償を受けられる 4. 必要に応じて治山事業による森林整備が行われる ・治山事業により公共事業として森林の整備や保育・間伐(本数調整伐)が実施されることがある	—
都市緑地法	特別緑地保全地区 第 12 条	・固定資産税評価額が最大 1/2 まで減免 ・相続税及び贈与税評価額 8 割減(山林及び原野) ・相続税の延納利子税の割合が引き下げられる場合あり ・行為許可を受けられなかった場合、買入れ申出が可能(譲渡所得 2,000 万円まで控除の場合あり)	・土地所有者が行為の制限を受けることにより、土地の利用に著しい支障をきたす場合、市長に対して、その土地を買入れる旨申し出ることができる。
	市民緑地 ¹⁴ 契約 第 55 条	・みどり法人 ¹⁵ が特別緑地保全地区内の土地を買入れる場合、地方自治体を買入れるのと同様の優遇措置がある。 ・土地所有者の申出により買入れる場合に、譲渡所得には 2,000 万円の控除が適用される。 ・地方公共団体以外の N P O 法人やまちづくり会社などの民間主体が緑地の保全や緑化の推進に広く参加することが可能になる。	—
	緑地協定 第 45 条、 第 54 条	・市町村によっては助成措置を設けているところがあり、支援を受けられる場合がある	—
	管理協定 第 2 4 条	・地方公共団体又はみどり法人が緑地の管理を行うことにより、管理の負担が軽減される ・一定面積以上の管理協定内の緑地の利用又は管理のために必要な施設の整備が国の社会資本整備総合交付金の対象となる。	—
小山市 みどりの まちづくり 条例	保存樹木・樹林 制度 第 31 条	・申請の審査を通過した方へ保存樹等の保全費用助成金の交付 保存樹木 1 本につき 2,000 円 保存樹林 1 平方メートルにつき 30 円 保存生垣 1 メートルにつき 200 円	—

¹⁴ 土地又は人工地盤、建築物その他工作物に設置される、住民の利用に供する緑地又は緑化施設。

¹⁵ 一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人(NP O 法人)、その他の非営利法人又は都市における緑地の保全及び緑化の推進を目的とする会社であり、市区町村長が指定する

(2) OECM 認定制度

OECM (Other Effective area-based Conservation Measures) は、国立公園などの保護地域以外で生物多様性保全に資する地域である。国際的な目標である 30by30¹⁶達成のためには、国等の取組に加え、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を広げていくことが重要となっている。

環境省では、「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト¹⁷」に認定している。認定区域は、保護地域との重複を除き、「OECM」として国際データベースに登録される。自然共生サイトには、小山市内では「東島田ふるさとの森」と「憩いの森鉢形」の2箇所が認定されており、うち OECM には「憩いの森鉢形」が登録されている。

令和7年度からは、「地域生物多様性増進法¹⁸」の施行に伴い、現行の「自然共生サイト」制度が新たな「地域生物多様性増進法」に基づく制度に一本化される予定である。「地域生物多様性増進法」に基づく制度では、①既に生物多様性が豊かな場所を維持する活動、②管理放棄地などにおける生物多様性を回復する活動、③開発跡地などにおける生物多様性を創出する活動が対象とされる。①については自然共生サイト相当の活動が想定されており、申請時点で OECM の基準を満たす生物多様性の価値を有する場所における活動となる。②及び③については、活動計画の実施を通じて、将来的に OECM の基準を満たすような場所となるような取組が想定されている。

¹⁶ 30by30：2030年までに海と陸の30%以上を保護地域とOECMによって保全しようとする目標。

¹⁷ 自然共生サイト：環境省が認定する、民間等の取り組みによって生物多様性の保全が図られている区域。自然共生サイトのうち、保護地域外の区域はOECMに該当する。

¹⁸ 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律のことであり、ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向け、企業等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進するため、主務大臣による基本方針の策定、当該活動に係る計画の認定制度の創設、認定を受けた活動に係る手続のワンストップ化・規制の特例等の措置等を講ずるもの。

2.2. 平地林保全の課題

2.2.1. 平地林の保全制度の充実

市域全体で開発圧力の増大による平地林の減少傾向が見られる。かつて農用林として利用されていた雑木林、屋敷林等の個人が所有する平地林の減少が進行しており、保全方策について検討する必要がある。

これまで既存の保存制度を活用し、森林法に基づく保安林指定（東島田ふるさとの森）や小山市みどりのまちづくり条例に基づく保存樹木・保存樹林の指定のほか、栃木県の「企業等の森づくり推進事業」による企業・県・所有者との三者協定、「とちぎの元気な森づくり県民税」等を活用した平地林の管理が進められてきた。

しかしながら、これ以上の平地林の減少を食い止めるためには、既存制度の活用に加え、本市の現状に対応した新たな保全制度を構築し、公有地化等の様々な施策を総合的に実施することによって平地林を保全していく必要がある。また、限られた財源の中で効果的に保全施策を実施するため、森林環境譲与税¹⁹や国・県等の補助制度を積極的に活用し、財源確保に努める必要がある。

また、民間等による平地林保全の取組みを推進するため、OECM 認定制度の登録支援が求められており、令和6年までの「自然共生サイト」からの移行支援や、令和7年度以降の「地域生物多様性増進法」制度への申請支援が必要となっている。

2.2.2. 平地林の担い手育成

本市の平地林は、かつて農家等の地域の人々が農用林や薪炭林、生活の場として利用することにより維持されてきた二次林が多い。人の手が入ることにより、良好な景観の形成、災害の防止、生活文化等が保存・継承されてきたと同時にこのような環境に依存する動植物の生息・生育環境を提供してきた。しかし、産業構造や生活様式の変化等により、薪や木炭などの需要が無くなり、かつての農用林・薪炭林としての役割が失われ、さらに農家の減少と高齢化等により担い手が不足し、十分な維持管理がなされず、管理放棄された二次林が増加してきた。また、そのような環境に依存する動植物の生息・生育環境にも変化が見られている。

一方、近年は、平地林が持つ生物多様性の保全機能が重要視されるほか、自然環境保全への意識の高まりから、市民と自然とのふれあい、レクリエーションの場の提供、みどり豊かな景観保全などの観点からも平地林の役割が再認識されつつある。

このため、広く市民に平地林の保全に対する理解促進等の普及啓発を行うとともに、平地林の保全と適正な管理を担う人材を育成していくことが重要となる。例えば、所有者自らが平地林の管理方法について学び実践するための講座、市民が平地林保全の重要性を学ぶための機会の提供等、様々な方法で多様な活動主体に対してアプローチをしていく必要がある。さらに、平地林の保全・管理のノウハウを蓄積し、広く普及させるためにも、多様な主体の参画によるモデル事例の構築が必要になると考える。

2.2.3. 平地林の活動支援

本市の多くを占める個人所有の平地林は、土地所有者の維持管理や費用面の負担により維持されてきたものであり、その負担を軽減し、土地所有者が継続して平地林を所有し続けられる仕組みづくりが求められている。

また、近年、市民の自然とのふれあい活動への参加ニーズの高まりや企業の CSR 活動²⁰による保全活動への参画が広まりつつあることから、市民や企業などの活動場所の提供などが市内の平地林にも求められている。

このことから、平地林所有者へは管理の資金面での補助や管理作業を別の団体等へ依頼する際の仲介といった活動支援が必要となっている。

また、管理を希望する団体と土地所有者とのマッチング、管理を開始するにあたっての管理方法等の情報に関する支援が必要となっている。

¹⁹ 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、市町村においては、間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てることとされている。

²⁰ 企業の社会的責任を果たすための活動であり、森林整備などの環境保全活動も行われている。

既に市内で平地林の維持管理を担う活動団体へ管理面での土地所有者との調整や費用の負担の軽減、資機材の貸与や提供等の支援などが求められている。

2.3. 本計画と連携して取り組むべき上位計画の施策

本計画では、「生物多様性おやま戦略」と「都市と緑のマスタープラン」に盛り込まれた平地林保全に係る取組を「平地林の保全制度の充実」、「平地林の担い手育成」、「平地林の活動支援」という3つの大きな柱の中に位置づけて推進していくこととする。

1. 平地林の保全制度の充実(既存制度の活用と新規制度の創設)	
緑	地域制緑地によるみどり空間の保全・活用
緑	保存樹木等の指定
緑	基金の活用（小山市グラウンドワーク基金条例）
生緑	1-2-2 特別緑地保全地区等の指定
生	1-2-30ECM 認定を見据えた民有緑地の把握 ★
生	1-2-4 小山市みどりのまちづくり条例に基づく緑の保全及び緑化の推進
生	1-4-3 市街地における身近なみどりの保全・創出
2. 平地林の担い手育成	
生	1-4-2 平地林保全管理のモデル事業の実施 ★
生	3-1-4 自然を体験する場や仕組みづくり
生	3-2-3 市民向け講座
生	3-2-4 人材育成講座の実施
生	3-3-2 生物多様性に関する人材バンク
生	3-3-3 専門家の紹介・派遣
3. 平地林の活動支援	
生緑	1-2-5 平地林利用協定等の活用
生	1-2-6 制度等を活用した平地林の適正な管理の推進
生	3-3-1 生物多様性に関する市民団体の活動支援
生	3-4-2 情報交換、交流する場の提供
生	3-4-3 生物多様性に関する活動のコーディネート

緑：都市と緑のマスタープラン 生：生物多様性おやま戦略
★：は「生物多様性おやま戦略」のリーディング・プロジェクト

3. 平地林の評価及び保全優先度の設定

3.1. 評価項目の評価値の設定

本計画の対象とする平地林を総合的に評価するために、平地林の有する機能等の条件を「自然的条件」、「社会的条件」、「計画条件」の大項目に分類し、さらに評価要素を小項目に細分化し、配点を検討した。平地林の保全にあたっては、規模、植生、市民協働の可能性など多角的な視点から整理・評価し、平地林の保全優先度を設定することとした。

表 3-1 評価項目

大項目	中項目	小項目	配点	配点の考え方
自然的条件	規模	面積	4：1.0ha 以上 3：0.3～1.0 ha 2：0.1～0.3 ha 1：0.1 ha 未満	・ まとまりのある平地林は、動植物の生息・生育環境としてのポテンシャル ²¹ を有することから、優先的に保全する必要があるとして、高い配点とした。
	地形・地質	地形（河岸段丘等）があるか	1：ある 0：なし	・ 河岸段丘の平地林は生態系ネットワークや地域の景観形成上、重要な役割を果たしているため加点了。
	植生	植生の状況	4：落葉・常緑 3：混交林・スギ植林 2：竹林 1：植栽林・苗圃	・ 環境省の植生自然度 ²² にならって設定した。落葉広葉樹林・常緑広葉樹林は、環境省の植生自然度においても自然度が高く、動植物の生息・生育環境としてのポテンシャルを有することから、優先的に保全する必要があるとして、高い配点とした。 ・ 竹林は、モウソウチクを主体とするものが多く、他の樹林の機能と比較すると劣るため、配点を低くした。
		階層構造があるか（管理の状況と一体的に確認）	—	・ 階層構造のある発達した森林では、動植物の生息・生息環境としてのポテンシャルを有することから、優先的に保全する必要がある。ただし市内全域の全地点での調査が困難であることから、配点を無しとして、参考項目として整理した。
	動植物	重要種の生息・生育があるか	1：ある 0：なし	・ 重要種の生息・生育環境となる平地林であることから加点了。ただし全地点での調査が困難であることから注意を要する。
	水象	河川、水路、湿地等と一体性があるか	1：ある 0：なし	・ 河川や湿地等の水辺のつながりがあることにより、動物等の生息環境となりうる平地林であることから加点了。
社会的条件	土地利用	農地との一体性・ネットワーク性があるか	1：ある 0：なし	・ 上記と同様水田等の農地と接することで、動物等の生息環境となりうる平地林であることから加点了。
		管理の状況（植生と一体的に把握）	1：管理されている 0：管理されていない	・ 管理されていない荒れた状況の場合、加点了しないものとした。
		接道の有無	1：なし 0：ある	・ 接道があり、人為的な影響が大きいと考えられる平地林は加点了しないものとした。
	歴史・文化	文化財との一体性や街道等が近接しているか	1：ある 0：なし	・ 文化財等と隣接する平地林は、地域の歴史や文化の継承のために重要であることから加点了。
		屋敷林であるか	1：ある 0：なし	・ 地域の田園景観の形成や水田と屋敷林を行き来するトンボ類やカエル類も数多く生息している等生きものの生息・生育環境であることから加点了。
	レクリエーション	遊歩道・散歩道が通っているか	1：ある 0：なし	・ 遊歩道および散歩道が通過または接道、公園、都市緑地と隣接または近接の場合にレクリエーションの機能が低いことから加点了対象とした。
		都市公園等と連続性があるか	1：ある 0：なし	
	市民活動	活動団体の有無	1：ある 0：なし	・ 管理活動は、平地林の質の向上に寄与するため評価した。
		傾斜と標高差（土砂災害警戒区域等の有無と一体的に確認）	—	・ 市民が活動しやすい平地林として他都市では平均傾斜度15度未満とされている。
計画条件	上位計画・関連計画	地域戦略の位置づけの有無（生態系ネットワークの核、自然とのふれあい活動の拠点又は畑地・水田・樹林モザイク）	1：ある 0：なし	・ 上位計画やその他関連計画等に位置づけられた平地林は、保全施策が定められているため加点了。
		その他計画上の位置づけの有無（都市公園、保安林等）	1：ある 0：なし	
	防災	土砂災害警戒区域等の有無	0：ある 1：なし	・ 急傾斜地等危険性のある平地林は加点了しないものとした。
	市民の意向	平地林保全に関する申出の有無	1：ある 0：なし	・ 保全の要望など市民からの申出がある場合に加点了。

²¹ ある場所における種の生息や生態系成立の潜在的な可能性を表す概念。

²² 植物社会学的な観点から、群落の自然性がどの程度残されているかを示す一つの指標として導入されている。

評価項目の評価点の合計により総合評価を行い、以下のような区分により評価を行った。

表 3-2 評価項目の区分

区分	点数	考え方
I	11 点以上	・優先的に保全を図るべきもの（平地林のすべてが担保性の高い制度での保全など）
II	6-10	・保全を図るべきもの（平地林の保全を目的とする制度で保全 など）
III	0-5	・保全対象（保全制度の適用が急がれないもの、連続性を確保するうえで重要な平地林 など）

3.2. 評価結果

評価項目に基づき、地区別に評価点を集計した結果は以下のとおりである。

表 3-3 地区別評価区分別平地林箇所数

No.	区分	I	II	III
	評価点合計	11 以上	6~10	0~5
1	小山	38	217	415
2	大谷北部・中部	22	182	149
3	大谷南部	39	222	52
4	間々田	28	209	163
5	生井	7	167	67
6	寒川	2	57	102
7	豊田	3	115	33
8	中	1	77	69
9	穂積	1	71	9
10	桑	99	422	75
11	絹	37	130	9

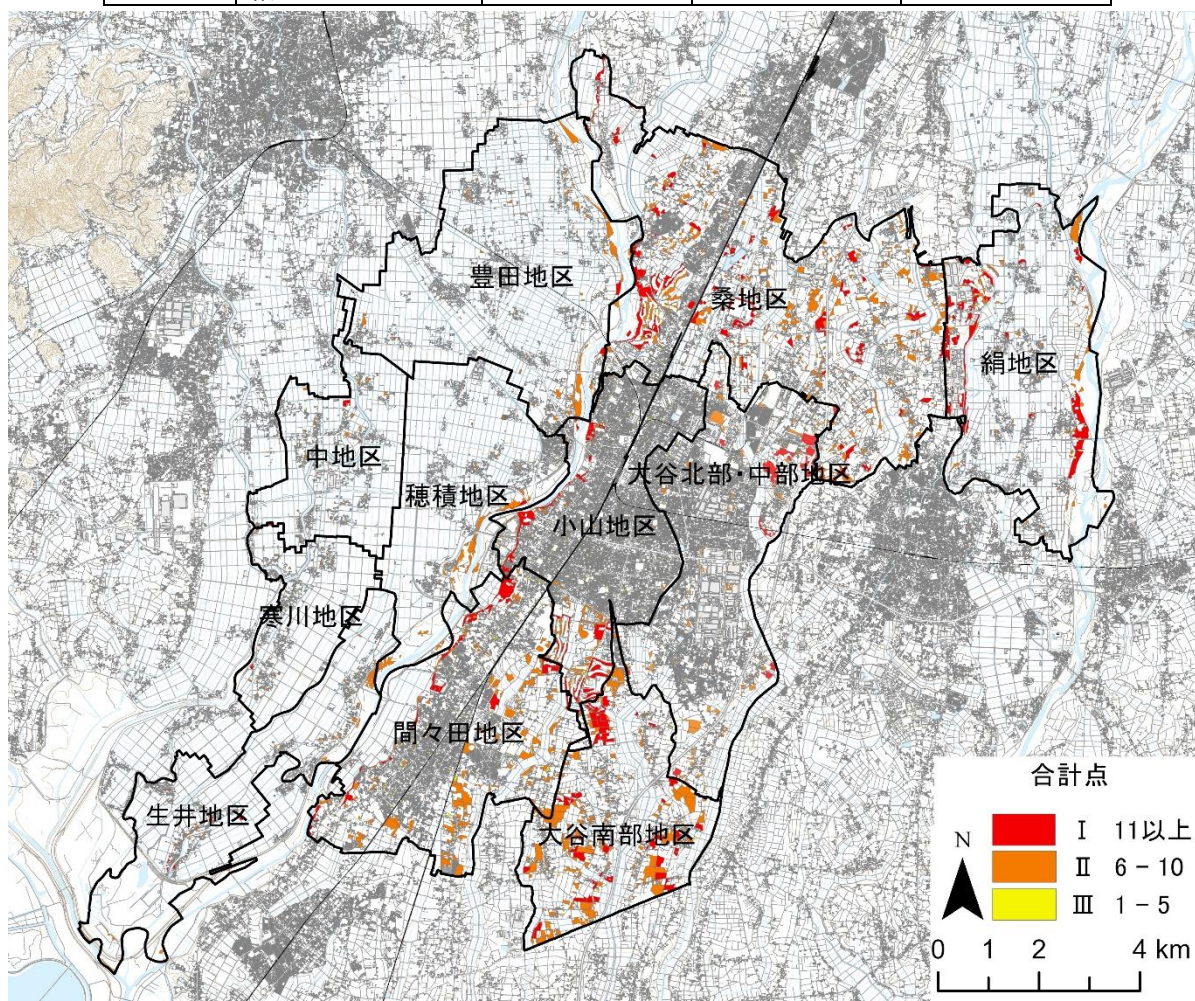
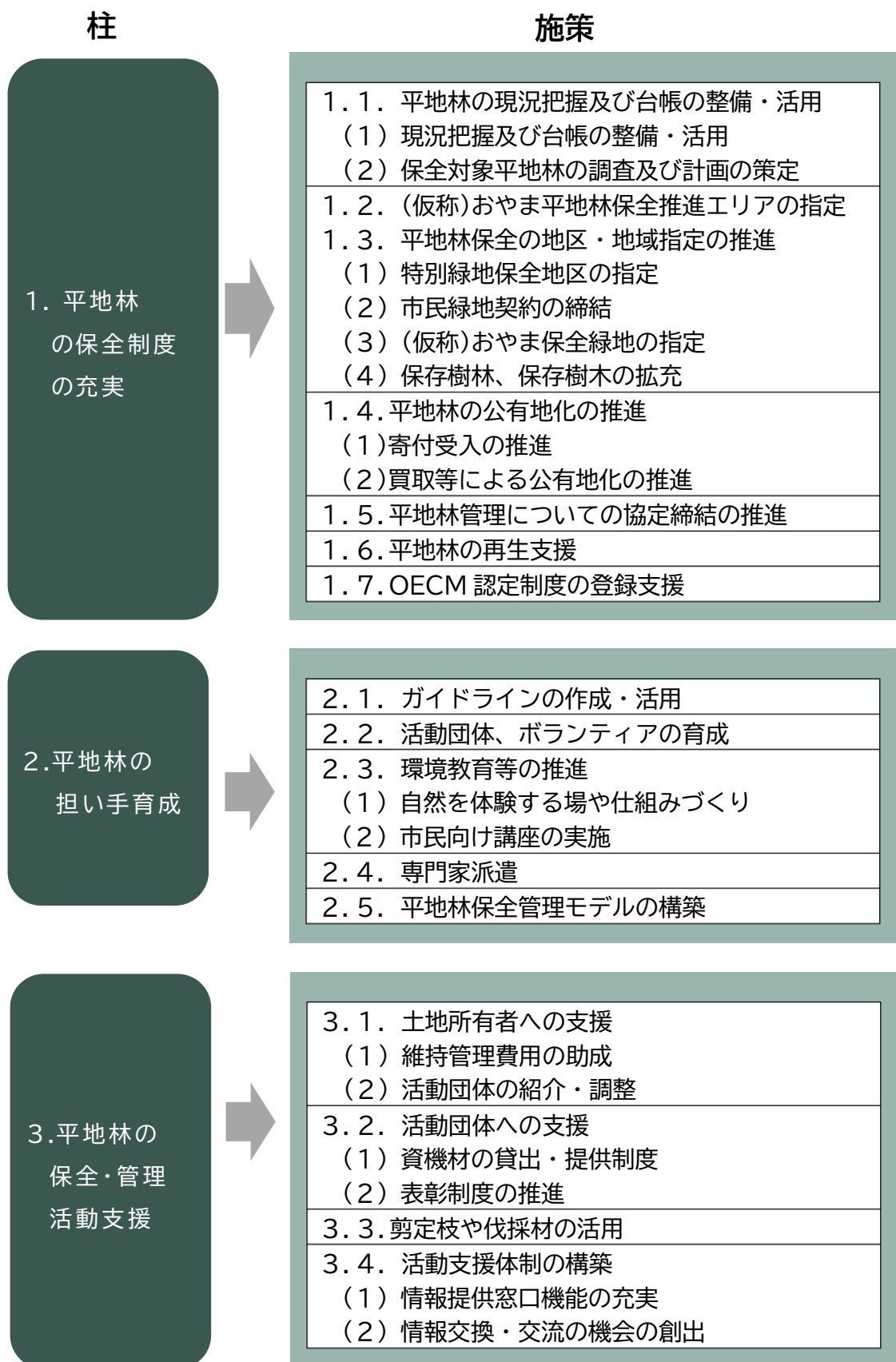


図 3-1 評価区分ごとの平地林分布状況

※「基盤地図情報」(国土地理院) (<https://fgd.gsi.go.jp/download/menu.php>) に平地林分布を追記して掲載

4. 平地林保全施策

2. 平地林の現状と課題から導き出した3つの大きな柱「平地林の保全制度の充実」、「平地林の担い手育成」、「平地林の活動支援」に沿って以下に施策の体系を示す。



4.1. 平地林の保全制度の充実(既存制度の活用と新規制度の創設)

4.1.1. 平地林の現況把握及び台帳の整備・活用

(1) 現況把握と台帳の整備・活用

今回の現況調査では、市域全域の平地林においてデータを収集した。平地林の台帳は、個別の平地林の基礎資料となるものであり、自然的条件や社会的条件、計画条件等の評価項目は、保全施策を推進する際の検討材料として十分活用できるものである。

市内全域の平地林の現況調査結果を踏まえて、台帳を整備し、各平地林の保全制度の適用の可能性に関する調査や、平地林所有者から寄付や売買の申し出があった際に、受入の可否を判断するための基礎資料として活用する。

(2) 保全対象平地林の調査及び計画の策定

特に今回の調査結果で評価が高く、保全の取組を進める必要があると判断される平地林に関しては、保全、管理、活用方法等を検討するため、詳細な動植物等の自然環境の調査を実施し、保全、管理、活用方法等に関する計画を策定する。

4.1.2. (仮称)おやま平地林保全推進エリアの指定

市内に分布する平地林の多くは民有林であり、様々な保全制度を総合的に活用することによって、市内の平地林を保全していくことを目指す。

平地林の合計面積が大きい桑地区、割合が高い大谷南部地区、思川や鬼怒川沿いの平地林については、「(仮称) おやま平地林保全推進エリア」として指定を行うことで、平地林の保全を推進する。

表 4-1 (仮称)平地林保全推進エリアの方針

適用制度等	保全の方針	該当する地区	上位計画における位置づけ
(仮称)おやま平地林保全推進エリア	現況調査において平地林の面積が大きい地区や割合が高い地区についてはエリア指定を行うことで、平地林の保全を推進する。 (※具体的な内容は、今後の検討となるが、例えば、エリア内で平地林の伐採を伴う開発行為を行う場合、市への届出や協議を求める等が考えられる。)	桑、大谷北部・中部の一部、大谷南部等	生態系ネットワークの軸に位置する平地林 畑地・水田樹林モザイクエリアの平地林

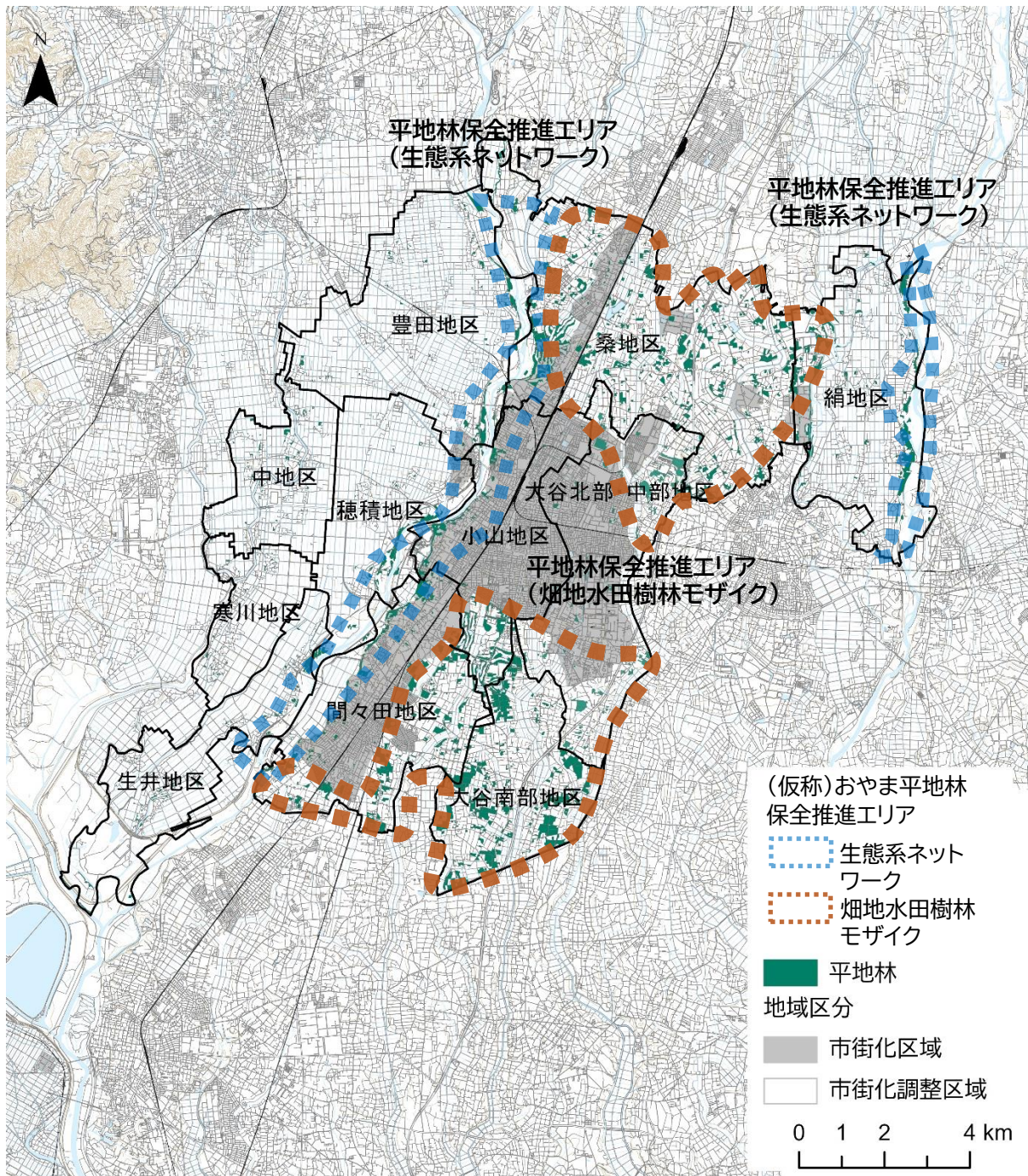


図 4-1 (仮称) おやま平地林保全推進エリア

※「基盤地図情報」(国土地理院) (<https://fgd.gsi.go.jp/download/menu.php>) に平地林分布を追記して掲載

4.1.3. 平地林保全の地区・地域指定の推進

今回の平地林現況調査において、自然環境の評価が高く、生態系ネットワークの核といった生物多様性保全の観点からも重要な地域を、優先して保全すべき平地林として、特別緑地保全地区等の緑地保全制度を活用しながら、優先的に保全を行っていく。また、平地林としての評価が高く保全の緊急性の高い樹林のうち、指定要件上、特別緑地保全地区や市民緑地に該当しないものを「(仮称) おやま保全緑地」として指定し、保全していくこととする。

表 4-2 保全制度一覧

適用制度等	保全の方針	該当する地区	項目
特別緑地保全地区の指定 市民緑地契約の締結等	・ 現況調査において評価が高い平地林は、優先して保全すべき緑地として現状凍結的な保全を可能とする特別緑地保全地区の指定を検討する。	間々田、絹等	生態系ネットワークの核
(仮称)おやま保全緑地の指定	・ 特別緑地保全地区などの既存の地区に該当しないが、平地林としての評価が高く保全の緊急性が高い樹林を保全する。 ・ 原則として評価点の高い樹林から優先的に保全、支援を行うが、市民からの要望に応じて臨機応変に保全を進める。	桑、大谷北部・中部の一部、大谷南部等	生態系ネットワークの軸に位置する平地林 畑地・水田樹林モザイクエリアの平地林
保存樹木等の指定 市民緑地契約の締結	・ 市街地に分布している平地林については、保存樹木等の指定制度を活用して保全する。 ・ 動植物のふれあいの場としての活用が見込まれる場合などにおいては、市民緑地契約の締結や都市公園としての位置づけ等を推進する。 ・ 緑化や市民緑地計画の認定等の多様な手法を用いて平地林の再生・創出を推進する。	小山、間々田、大谷北部・中部地区の一部	市街地の平地林
寄付の受入れ	・ 良好な平地林の保全を行うため、行政財産として用地を寄付により取得していく。	市全域	－

(1) 特別緑地保全地区の指定

「生物多様性おやま戦略」において生態系ネットワークの核として位置づけられた栗宮周辺、東島田周辺、鬼怒川のまとまった平地林は、現況調査の結果においても、自然環境の評価が高く、優先して保全すべき平地林となっており、現状凍結的な保全を可能とする特別緑地保全地区の指定を検討する。

また、「生物多様性おやま戦略」において位置づけられた生態系ネットワークの軸である川沿いの樹林、畑地・水田・樹林モザイクのエリアについても、樹林の保全上重要な場所となっており、それらのエリアに位置する評価の高い平地林についても、優先して保全すべき平地林として特別緑地保全地区等の緑地保全制度の活用を検討する。

表 4-4 特別緑地保全地区の概要

概要	
指定要件	・ 無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの ・ 神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗習慣と結びついて当該地域において伝統的、文化的意義を有するもの ・ 次のいずれかに該当し、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を維持するために必要なもの ◆ 風致又は景観が優れているもの ◆ 動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があるもの
優遇措置	① 固定資産税評価額が最大 1/2 ② 相続税及び贈与税評価額 8 割減（山林及び原野） ③ 相続税の延納利子税の割合が引き下げられる場合あり ④ 行為許可を受けられなかった場合、買入れ申出が可能（譲渡所得 2, 0 0 0 万円まで控除の場合あり）

(2) 市民緑地契約の締結

公園等に隣接するなどの動植物のふれあいの場としての活用が見込まれる場合などにおいては、市民緑地契約の締結等を推進する。

表 4-5 市民緑地契約の概要

概要	
内容	・ 管理協定に基づく緑地の管理 ・ 市民緑地の設置及び管理 ・ 都市計画区域内の緑地の買取り及び買い取った緑地の保全 ・ 緑地の保全及び緑化の推進に関する情報収集と提供 ・ 緑地の保全及び緑化の推進に関する助言及び指導 ・ 緑地の保全及び緑化の推進に関する調査及び研究
メリット	・ みどり法人が特別緑地保全地区内の土地を買入れる場合、地方自治体を買入れるのと同様の優遇措置がある。 ・ 土地所有者の申出により買入れる場合に、譲渡所得には 2,000 万円の控除が適用される。 ・ 地方公共団体以外のNPO法人やまちづくり会社などの民間主体が緑地の保全や緑化の推進に広く参加することが可能になる。

(3) (仮称)おやま保全緑地の指定

指定要件上、特別緑地保全地区や市民緑地に該当しないが、平地林としての評価が高く保全の緊急性の高い樹林を「(仮称)おやま保全緑地」として指定し、保全していくこととする。なお、「(仮称)おやま保全緑地」の制度化にあたっては、平地林の保全に関する条例の制定を検討する。

また、本制度は、評価点の高い樹林から優先的に保全・指定していくことを原則としながらも、土地所有者の管理や利用等の意向を十分に踏まえ運用していくものとする。

(4) 保存樹林、保存樹木の拡充

主に市街地に分布している平地林については、「小山市みどりのまちづくり条例」に基づく保存樹林、保存樹木の指定制度を活用して保全する。

本市では指定した保存樹等の保全に係る費用について助成金の交付を行っており、今後も保存樹林、保存樹木の指定を推進する。

4.1.4. 平地林の公有地化の推進

(1) 寄付受入の推進

市内の良好な平地林を保全するため、土地所有者からの平地林の寄付受入にあたり、その基準と手続きを定めることにより、寄付の受入を推進する。

市民から保全の申し出を受けた平地林については、4.1.1 の平地林台帳の情報更新等を行い、保全制度の適用の確認、平地林所有者への支援施策等を紹介したうえで、寄付の意向を確認し手続きを進めることとする。

(2) 買取等による公有地化の推進

現況調査結果による評価が高く、緊急を要する平地林については、持続的な保全をはかるため、用地買取等による公有地化を検討する。

用地買取に係る費用については、ふるさと応援寄付金（納税）、森林環境譲与税等を活用した財源確保に努めるとともに、国・県の補助金等を活用する。また、ナショナル・トラスト²³による土地や資金の寄付等を活用する。

4.1.5. 平地林についての協定締結の推進

栃木県が実施している「企業等による森づくり推進事業」のこれまで以上の活用を図るとともに、『市』、『平地林の所有者』、『活動団体』をつなぐための本市独自の協定「(仮称)おやま平地林協定」

²³ イギリス発祥の市民が自分たちのお金で身近な自然や歴史的な環境を買い取って守るなどして、次の世代に残すという運動。

を創設する。土地の区域、協定期間、活動の概要等を定めた協定を結び、協定締結後の「活動団体」による平地林の維持管理活動を支援するとともに、活動に必要な三者間の情報交換を行うことで、持続的な活動を推進する。

4.1.6. 平地林の再生支援

荒廃した竹林等の林相転換²⁴や遷移²⁵が進み樹林化しつつある土地の樹林の再生を推進する。

このため、荒廃した竹林等の林相転換については、国・県の補助金等を活用しタケ類の伐採等を行うほか、樹林化の進んだ遊休農地²⁶などについては、条件によっては、山林への土地利用転換を行い、植樹等を活用した樹林の再生を図る。

4.1.7. OECM 認定制度の登録支援

「地域生物多様性増進法」制度への登録支援を行う。既に生物多様性が豊かな場所で生物多様性を維持する活動として登録を申請する場合は、申請書についての作成支援を行うことで OECM 登録支援を行う。

また、管理放棄地などにおける生物多様性を回復する活動については、4.1.6 の平地林の再生支援と連携した取組として行い、申請書の作成支援、専門家等の紹介等を通じた活動計画の作成支援を行うことで将来的な OECM 登録を推進する。

4.2. 平地林の担い手育成

4.2.1. ガイドラインの作成・活用

平地林の管理を効果的かつ効率的に実施するための技術的指針としてガイドラインを作成する。

ガイドラインは、土地所有者や管理団体等にとっての手引きとなるよう、本市内でみられる平地林に共通するものとする。また、各樹林の利用目的などの特徴にあわせた具体的な作業の内容や管理スケジュールの例や、動植物の生息・生育環境の保全など生物多様性に配慮した保全・管理手法等を記載する。

4.2.2. 活動団体、ボランティアの育成

平地林管理の担い手を育成するための研修会や講習会を開催し、保全管理手法を伝える場の提供などを行うことで活動団体やボランティアを育成する。

自然観察や現場見学、道具の使い方といった入門講座から下刈作業や間伐作業などの実務作業までを、個人から団体、初心者からベテランまで受講可能な講座内容とする。

また、生物多様性に配慮した平地林管理を推進するため、活動の対象とする平地林ごとの自然環境の特徴や考慮すべき事項等についても学ぶ機会を設ける。

なお、野外活動を行う際には活動中の事故に備えてのボランティア活動保険加入を促進する。

4.2.3. 環境教育等の推進

(1) 自然を体験する場や仕組みづくり

学校教育、自然学習、イベントの場として地域の平地林を整備・開放し、市全体の環境教育・自然体験活動の基盤を強化する。

また、平地林の重要性や保全の取組みに対する市民の理解醸成を図りながら、平地林の保全・管理活動等への参加・協力の働きかけを積極的に行う。

さらに、自然を体験する場を提供するため本市の代表的な平地林を活用した公園・緑地等の整備、地域の教育施設に近い平地林の整備・活用も含めて検討を進める。

²⁴ 広葉樹林、針広混交林、竹林といった森林の様相（林相）を、樹種の植え替え等により変えること。

²⁵ 岩石地の上などの裸地から始まる一次遷移、森林伐採などの後に土壌中の種子や地下茎などからはじまる二次遷移がある。伐採跡地などでは草原から森林へと移行していき、本市においては最終的には常緑広葉樹林へと移り変わっていく。

²⁶ 現に耕作されておらず、かつ、引き続き耕作されないと見込まれる農地などを指す。

(2) 市民向け講座等の実施

令和5年度から実施しているおやまグリーン・アクションプロジェクトをはじめ、「おやま市民大学」や「おやま・まちづくり出前講座」、各種セミナー・講座等を通じて、平地林保全の重要性について市民への周知に努める。

なお、これらの開催にあたっては、平地林の保全に興味や親しみを持ち、これから活動しようと検討をしている市民、市民団体、民間企業等のだれもが参加・参画しやすい工夫を行うものとする。

4.2.4. 専門家派遣

平地林の保全・管理に関する専門家を集めた人材バンクの仕組みを構築し、それぞれの専門分野に応じて、市民団体や企業等の保全・管理活動へのアドバイザー派遣、各種セミナー・講座等への講師派遣等を行うものとする。

4.2.5. 平地林保全管理モデルの構築

市民、市民団体、企業、教育機関等と連携・協力し、平地林における持続的な保全・管理と活用方法を検討・実施・検証しながら、保全管理活動のモデル事業を構築する。

なお、モデル構築の対象とする樹林は、先行的に取組みを進めていくため、公有地や既に活動団体による樹林管理が実施されている平地林を優先とし、その後他の樹林へと広げていく。

各樹林の植生や管理・利用状況等をもとにゾーニングを行い、ゾーンごとに保全・管理の方針を設定する。この際、近隣の農地との連携した落ち葉のたい肥化、シイタケの原木や薪の生産、自然観察会やレクリエーションの実施等の活用方法についても検討し方針に盛り込むこととする。方針策定後は、モニタリング²⁷を行いながら保全・管理、活用方法を適宜見直していく。

また、平地林保全・管理モデルの構築において収集・蓄積されたノウハウを、市民や市民団体、企業等を対象とした研修等で共有することで、本市全域へ取組を広げていくこととする。

4.3. 平地林の保全・管理活動支援

4.3.1. 土地所有者への支援

(1) 平地林維持管理費用の助成

平地林所有者による里山林としての持続的な保全・管理活動に要する費用を助成するとともに、道路や住宅地などに接する樹林の外周部における安全に配慮した伐採や剪定、伐採木等の処分に要する費用を助成する。また、平地林所有者の不法投棄対策の負担を軽減するため、防止策の実施や処分費用等に対する助成を行う。

(2) 活動団体の紹介・調整

平地林の維持管理が難しい土地所有者に対して保全・管理活動団体を紹介する。管理活動の実施にあたっては、土地所有者の意向も踏まえながら、保全管理や活用の方針について土地所有者と管理団体との間で、円滑な合意形成が図られるよう支援する。

4.3.2. 活動団体への活動支援

(1) 資機材の貸出・提供制度

活動団体等に対して、平地林の維持管理等に必要な資機材の貸出を行う。また、一定期間の活動・使用実績が認められるなどの条件を満たした活動団体等には貸資機材を提供(貸与)する。

(2) 表彰制度の推進

平地林の保全・管理に関する実践活動が他の模範となる活動団体等を表彰し、その活動事例を広く紹介することで、平地林の保全・管理活動を全市に広げていく。

²⁷ 日常的・継続的な点検のこと。自然環境の保全のためには、科学的なデータが不可欠で、動植物やその生息環境をはじめとするさまざまな自然環境を長期的に監視することが必要で、基礎的な環境情報を継続的に収集して蓄積することが重要である。

4.3.3. 剪定枝や伐採材の活用

市民団体、企業、教育機関等と連携・協働し、平地林の持続可能な保全につながる剪定枝や伐採材の活用に取り組む。例えば、平地林の管理作業により伐採された木材をバイオマス²⁸燃料として利用するなど、資源を有効に活用するために必要な仕組みづくりを行う。

4.3.4. 活動支援体制の構築

(1) 情報提供窓口機能の拡充

平地林保全に関して必要な情報を発信・提供する役割や、平地林所有者と活動団体の双方からの相談等に対応する窓口機能を構築する。

(2) 情報交換・交流の機会の創出

平地林を保全し、適正な維持管理を持続的に推進するため、平地林の所有者、活動団体、企業等がつながりを持ち、お互いに連携・協力ができるよう、情報交換や交流の機会の創出を図る。

また、平地林所有者、活動団体、企業等を対象としたマッチングサイトを開設する。マッチングサイトは安全性・公共性を確保した上で、平地林所有者からは要望や募集内容の情報を、活動団体からは実施可能な活動内容や希望する活動内容の情報を登録することで、相互の情報交換を可能にし、人材の効果的・効率的な配置を行う。

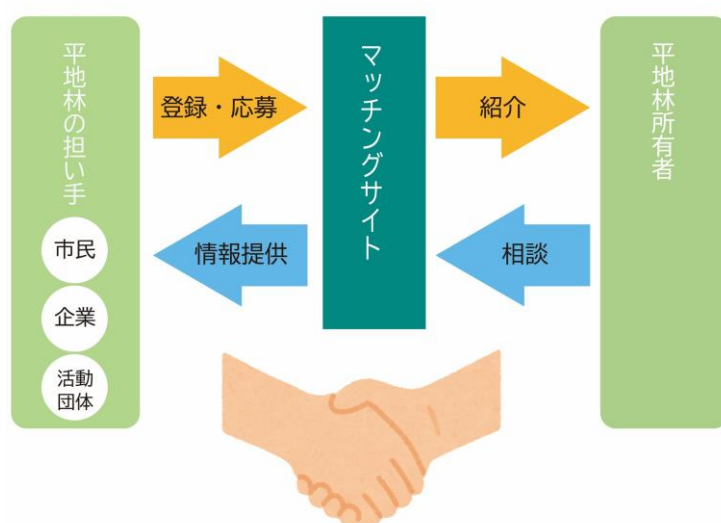


図 4-2 平地林マッチングサイトのイメージ

²⁸ 再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。

4.4. 各施策と主な実施主体

「4.1 平地林の保全制度の充実」、「4.2 平地林の担い手育成」、「4.3 平地林の保全・管理活動支援」の各施策の主な実施主体を以下に示す。

表 4-3 各施策と主な実施主体

柱	番号	施策名	行政	市民	活動団体	教育機関	専門家	事業者 (企業等)
4.1 平地林の保全制度の充実	1	平地林の現況把握及び台帳の整備・活用	◎	-	-	-	-	-
	2	(仮称) 平地林保全推進エリアの指定	◎	○	-	-	-	-
	3	平地林保全の地区・地域指定の推進	◎	○	-	-	-	-
	4	平地林の公有地化の推進	◎	○	○	-	-	○
	5	平地林についての協定締結の推進	○	○	○	-	-	○
	6	平地林の再生支援	○	○	○	-	○	○
	7	OECM 認定制度の登録支援	○	○	○	-	○	○
4.2 平地林の担い手育成	1	ガイドラインの作成・活用	◎	○	○	○	○	○
	2	活動団体、ボランティアの育成	○	○	○	-	○	○
	3	環境教育等の推進	○	○	○	◎	○	○
	4	専門家派遣	○	○	○	○	◎	○
	5	平地林保全管理モデルの構築	◎	-	○	○	○	○
4.3 平地林の保全・管理活動支援	1	土地所有者への支援	○	○	○	-	-	○
	2	活動団体への活動支援	○	◎	◎	-	○	○
	3	維持管理における発生材の活用	◎	-	◎	-	-	○
	4	活動支援体制の構築	◎	◎	◎	○	○	○

各主体の関わりを3段階（-、○、◎）にて表記

5. 平地林保全管理方針

平地林の保全管理については、「4. 平地林保全施策 4.2.5 平地林保全管理のモデルの構築」等において、保全管理や活用のあり方を検討するため、市内の平地林の代表的な地点において、下草刈りや野草の保全等の保全管理作業を実施し、各樹林の特徴に沿った保全管理の方法を構築し、他の樹林にも広げていく。

5.1. モデル樹林の選定

平地林の現況調査では、市内全域の平地林の分布状況を把握し、面積や樹林の区分等により整理した。植生構造²⁹や管理状況等については、現地調査が必要であるため、市内全地点での確認が難しく、地区ごとに代表的な地点をモデル樹林の候補地として設定した。

モデル樹林候補地の基盤環境、植生構造、管理状況等の把握を行うため、現地調査を行った。モデル樹林候補地の地形、土壌、植生一覧及び特徴を以下に示す。

表 5-1 モデル樹林候補地の地形、土壌、植生一覧

特徴	NO.	地区名	地点名称	面積(㎡)	地形	土壌	植生
地区の大部分が思川より東に位置する小山地区、大谷北部・中部地区、大谷南部地区、間々田地区、桑地区は大部分がローム台地に位置しており、落葉広葉樹林、針広混交林、スギ・ヒノキ植林が主に分布し、扇状地性低地が含まれる場所では湿性林(ハンノキ林)分布していた。	1-1	小山	小山 KDDI ネットワークセンター	53,083	ローム台地(中位) ³⁰	黒ボク土 ³¹ , 淡色黒ボク土 ³²	落葉広葉樹林、植栽林
	2022-⑥	小山	小山思いの森	22,998	ローム台地(中位)	黒ボク土	落葉広葉樹林
	3-3	大谷北部・中部	塚崎	199,243	ローム台地(中位)	黒ボク土	落葉広葉樹林、針広混交林、低木林(アズマネザサ草地)
	4-2	間々田	乙女	91,568	ローム台地(中位)	黒ボク土	落葉広葉樹林、針広混交林、草地
	3-1	大谷南部	武井	245,657	ローム台地(中位)	黒ボク土	落葉広葉樹林、針広混交林、スギ・ヒノキ植林、低木林(アズマネザサ草地)、苗圃
	10-2	桑	出井	58,445	ローム台地(中位)	黒ボク土	落葉広葉樹林、針広混交林
	3-2	大谷南部	東野田	136,851	ローム台地(中位)	黒ボク土	落葉広葉樹林、針広混交林、スギ・ヒノキ植林、湿性林(ハンノキ林)、伐採跡地
	4-1	間々田	粟宮	116,393	ローム台地(中位), 扇状地性低地 ³³	黒ボク土	針広混交林、針広混交林、モミ・スギ林、湿性林(ハンノキ林)、竹林
	2022-⑪	桑	白髭神社	20,446	ローム台地(中位)	黒ボク土	スギ・ヒノキ植林
	2-1	大谷北部・中部	中久喜	78,479	ローム台地(中位)	褐色低地土 ³⁴	落葉広葉樹林、針広混交林、竹林、サクラ類の苗圃
	2022-⑫	小山	城山公園	47,172	ローム台地(中位)	褐色低地土	落葉広葉樹林
	10-1	桑	小山ゴルフクラブ	59,821	ローム台地(中位), 砂礫台地(下位) ³⁵	黒ボク土	落葉広葉樹林、針広混交林、低木林(アズマネザサ群落、マグワ群落)
	2022-⑨	桑	東島田ふるさとの森	27,131	砂礫台地(下位)	黒ボク土	落葉広葉樹林
							思川左岸の桑地区は、砂礫台地に位置しており、落葉広葉樹林、針広混交林、低木林が見られた。

²⁹ 植生の階層構造で、樹林では通常Ⅰ高木層、Ⅱ亜高木層、Ⅲ低木層、Ⅳ草本層の4層に区分できる。二次林などは3層が多い。

³⁰ 形成時期が中程度の台地で広い平坦な原面が見られる。

³¹ 通常の火山灰土で全国的に分布し90%は畑として利用されている。腐植含量が多い。

³² 黒ボク土のうち、表層の腐植含量が低く、淡色を呈する土壌。

³³ 山麓部にあって主として砂礫質の物質からなる扇状の堆積面。

³⁴ 沖積土で、水田は乾田、畑は下畑である、土性により土の性質は変わる。

³⁵ 形成時期が比較的新しい台地で、開析があまり進んでいない。

表 5-1(2) モデル樹林候補地の地形、土壌、植生一覧

特徴	NO.	地区名	地点名称	面積(m ²)	地形	土壌	植生
鬼怒川右岸や田川の流れる絹地区、思川右岸の穂積、中、豊田地区は、扇状地性低地に位置しており、落葉広葉樹林、針広混交林、スギ・ヒノキ植林、竹林、低木林が分布している。	11-2	絹	高椅 吉田用水	54,268	扇状地性低地	黒ボク土	落葉広葉樹林、植栽林
	9-1	穂積	上石塚 等覚院	3,565	扇状地性低地	細粒グライ土 ³⁶	スギ・ヒノキ植林
	8-1	中	大川島神社	13,822	扇状地性低地	灰色低地土 ³⁷	スギ・ヒノキ植林
	7-1	豊田	小宅グラウンド北	42,794	扇状地性低地	粗粒灰色低地土 ³⁸	落葉広葉樹林、スギ・ヒノキ植林、竹林、低木林(ハリエンジュ林)
	11-1	絹	中島橋上流	102,879	扇状地性低地	粗粒灰色低地土	落葉広葉樹林、スギ・ヒノキ植林、竹林、低木林
思川より西に位置する生井地区、寒川地区では、市南西部の自然堤防上に社寺林が分布しており、落葉広葉樹林とスギ・ヒノキ植林が分布している。	5-1	生井	下生井 八幡宮	5,964	自然堤防・砂州・砂丘 ³⁹	褐色低地土	スギ・ヒノキ植林
	6-1	寒川	胸形神社	4,729	自然堤防・砂州・砂丘	褐色低地土	落葉広葉樹林

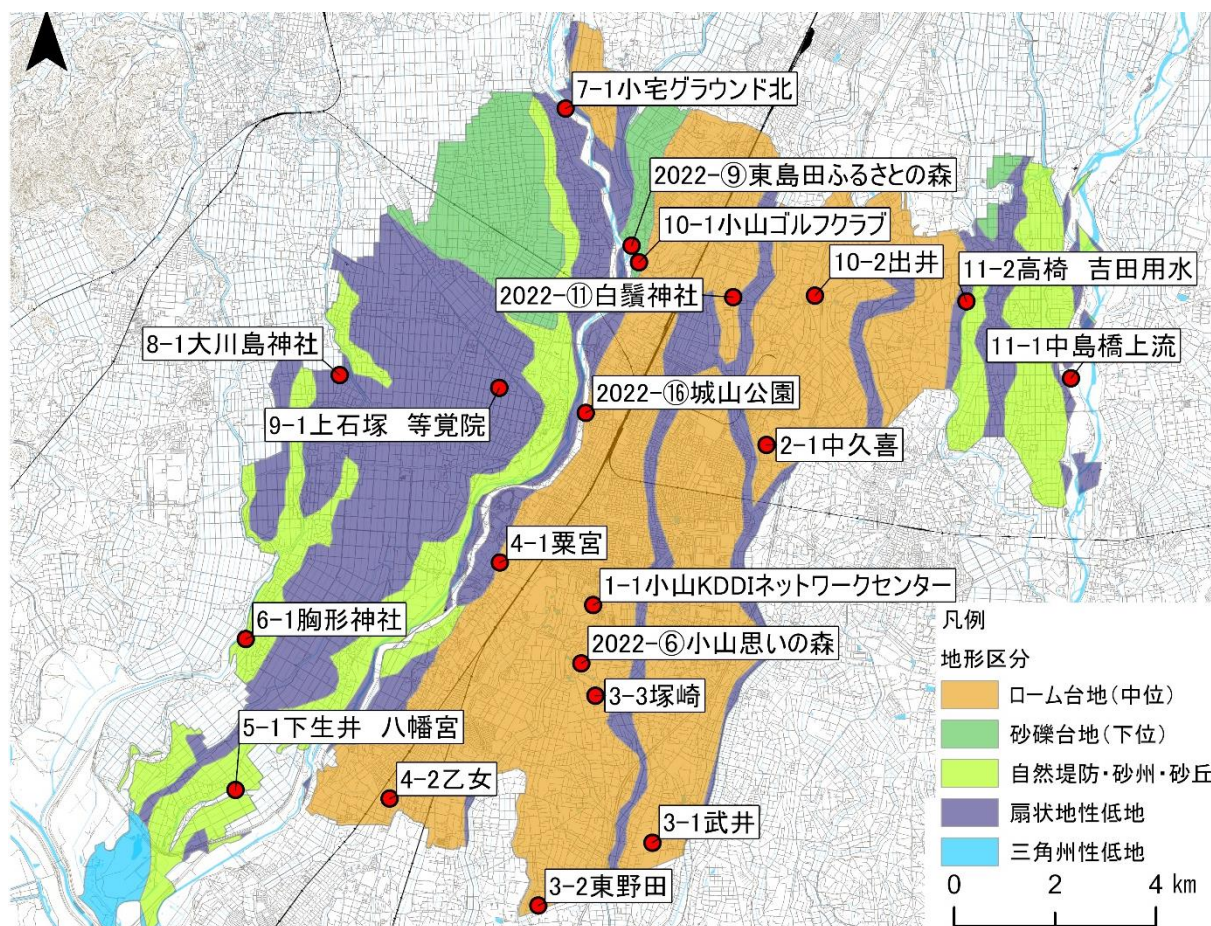


図 5-1 モデル樹林候補地位置図

※「基盤地図情報」(国土地理院) (<https://fgd.gsi.go.jp/download/menu.php>) に「国土数値情報(地形分類データ)」(国土交通省) (<https://nlftp.mlit.go.jp/kokjo/inspect/landclassification/download.html>) を加工して作成

³⁶ 排水不良な低地に分布する土壌で、還元され青灰色あるいは緑灰色となっているグライ層がやや深い位に出現する。粒子の大きさが細粒のもの。

³⁷ 乾田土壌で地下水位は低く 80cm 以内にグライ層が認められない土。日本の水田の代表的な土壌

³⁸ 灰色低地土で粒子の大きさが粗粒のもの。

³⁹ 洪水時に河川より運ばれた砂やシルトが流路沿いまたは周辺に堆積してできた微高地。

モデル樹林候補地と地形、土壌、植生等の関係を以下に示す。

表 5-2 モデル樹林候補地の地形、土壌、植生等の対応関係

地形	地質	土壌	植生					
			落葉広 葉樹林	針広混 交林	スギ・ヒノ キ植林	竹林	湿性林	低木林
ローム台地 (中位) ^{※2}	ローム 泥 砂礫	淡色黒ボク土 黒ボク土 褐色低地土	●	●	●	●	●	●
砂礫台地(下 位) ^{※4}	砂礫	黒ボク土	●	●			●	
扇状地性低地 ^{※3}	砂礫 砂	細粒グライ土 灰色低地土 粗粒灰色低地土	●		●	●		●
自然堤防・砂 州・砂丘 ^{※6}	砂	褐色低地土	●		●			

モデル樹林候補地から、今後保全や管理の方向性を検討する樹林をモデル樹林として選定した。以下に地点と概要、選定理由を示す。

表 5-3 モデル樹林の選定

地区名	地点名称	評価点 の合計	概要	主な植生タイプ	選定理由
小山	2022-⑥ 小山思いの森	12	主にコナラを中心とする落葉広葉樹林となっているが、樹林内での利用が多く、林床 ⁴⁰ は刈り取り頻度が高く、林床植物が少ないが、重要種(クチナシグサ、キンラン等)が確認された。	落葉広葉樹林 (コナラ林)	管理された落葉広葉樹林(クヌギ・コナラ林)であり、他で確認されていない重要種が確認された。
	2022-⑬ 城山公園	13	城山公園内の思川に面したコナラを中心とする落葉広葉樹の斜面林となっている。重要種(キンラン)が確認された。	落葉広葉樹林 (コナラ林)	調査地点の中でも斜面林が少なかったことから選定した。
大谷北部・中部	2-1 中久喜	11	落葉広葉樹林、サクラ類の苗圃、竹林、針広混交林が分布する。重要種(キンラン)が確認された。	落葉広葉樹林 (クヌギ・コナラ林)	落葉広葉樹林の市中央部の代表的な場所として選定した。
大谷南部	3-1 武井	9	針広混交林、スギ・ヒノキ植林、クヌギ・コナラ林、苗圃、低木林(アズマネザサ草地)が分布している。重要種(キンラン)が確認された。	落葉広葉樹林 (クヌギ・コナラ林) 針広混交林	落葉広葉樹林(クヌギ・コナラ林)、針広混交林の市南東部の代表的な場所として選定した。
	3-2 東野田	11	落葉広葉樹林、針広混交林、ハンノキ林、スギ・ヒノキの列状の植林、コナラ林、伐採跡地が分布している。キンラン等の重要種が確認された。	湿性林(ハンノキ林)	湿性林は確認地点が少ないため選定した。
	3-3 塚崎	9	落葉広葉樹林、針広混交林、低木林(アズマネザサ草地)が分布している。重要種(キンラン)が確認された。	針広混交林	針広混交林の市中央部の代表的な場所として選定した。
間々田	4-1 栗宮	17	針広混交林、ハンノキ林、針広混交林の、モウソウチクの竹林、主にモミ・スギからなる社寺林が分布している。社寺林は林縁部等の草刈りがされていたが、針広混交林や湿性林は管理されていなかった。重要種(キンラン、タシロラン等)が確認された。	針広混交林 スギ・モミ林	生態系ネットワークの核となる平地林であり、他の地点で確認されていない重要種が確認されているため選定した。モミ群落は市指定天然記念物であるため選定した。
	4-2 乙女	10	落葉広葉樹林、針広混交林、草地が分布している。針広混交林の中にシラカシが多くみられた。管理はされておらず、倒木が複数箇所で見られた。	シラカシ林 落葉広葉樹林 (クヌギ・コナラ林)	シラカシ林は他の調査実施地点では確認されなかったことから選定した。
生井	5-1 下生井八幡宮	11	スギ・ヒノキ植林を中心とする社寺林であり、下草刈りがされていた。	スギ植林	管理されたスギ・ヒノキ植林であり、市南西部の社寺林の代表的な場所として選定した。
寒川	6-1 胸形神社	10	落葉広葉樹を中心とする社寺林が分布している。下草刈りがされていた。	落葉広葉樹林 (ケヤキ林)	ケヤキ等の落葉広葉樹林の確認地点が少なかったため選定した。
豊田	7-1 小宅グラウンド北	9	落葉広葉樹林で、伐採跡地の低木林(ハリエンジュ林)、スギ・ヒノキ植林、モウソウチク林が分布している。調査範囲は特に管理されておらず、イノシシのワナが複数箇所設置されていた。	落葉広葉樹林 (クヌギ林)	地区内に落葉広葉樹林の確認地点が少ないこと、川沿いの樹林管理のモデルとして選定した。
中	8-1 大川島神社	13	大部分がスギ・ヒノキ植林を中心とする社寺林と植栽林で、下草刈りがされている。重要種(ニガカシウ)が確認された。	スギ植林	管理されたスギ・ヒノキ植林であり、市北西部の社寺林の代表的な場所として選定した。
穂積	9-1 上石塚等覚院	6	スギ・ヒノキ植林を中心とする社寺林であり、下草刈りがされている。	スギ植林	管理されたスギ・ヒノキ植林であり、市西部の社寺林の代表的な場所として選定した。
桑	2022-⑨ 東島田ふるさとの森	13	ゴルフ場の北側に位置しコナラを中心とする落葉広葉樹林であり、下草刈りがされている。重要種(キンラン)が確認された。	落葉広葉樹林 (クヌギ・コナラ林)	生態系ネットワークの核となる樹林であるため選定した。
	2022-⑪ 白髭神社	13	スギ・ヒノキ植林を中心とする社寺林であり、下草刈りがされている。	スギ植林	管理されたスギ・ヒノキ植林であり、市東部の社寺林の代表的な場所として選定した。
絹	11-1 中島橋上流	12	落葉広葉樹林、低木林、モウソウチク林、スギ・ヒノキ植林が分布している。植林地(ケヤキ、スギ植林)は下草刈りがされていたが、その他の範囲は管理されていなかった。重要種(エビネ)が確認された。	落葉広葉樹林 (ムクノキ・エノキ林)	ムクノキ・エノキ林は他の調査地点では見られなかったことから選定した。
	11-2 高椅吉田用水	12	吉田用水沿いの樹林で、落葉広葉樹林、植栽林が分布する。やすらぎの森の墓園の周囲の植栽林やコナラ林は下草刈りがされていた。	落葉広葉樹林 (クヌギ・コナラ林)	管理された落葉広葉樹林(クヌギ・コナラ林)の市北東部の代表的な場所として選定した。

⁴⁰ 森林の地面の部分のこと。高木が多く茂った森林においては、林床は暗くなるため、暗さに強い植物のみが生育できる空間となる。

5.2. 目標植生と望ましい管理

モデル樹林の調査結果から、代表的な植生タイプを抽出し、植生タイプごとの遷移の方向を考慮し、目標植生を設定した。併せて、生物多様性向上や安全面等の樹林地の望ましい保安全管理の方向性を示した。実際に保安全管理作業を進める際には、各樹林の利用目的などの特徴にあわせて、目標植生を設定し、保安全管理作業を進めることが望ましい。また、配慮すべき動植物種が生息・生育する場合などは、各樹林の状況をみながら、より適切な管理作業を行う。

表 5-4 (1) 植生タイプ別の目標植生と望ましい管理の例

区分	植生タイプ	現況写真	遷移の方向	目標植生と望ましい保安全管理の例	
常緑広葉樹林	シラカシ	シラカシは、屋敷林や社寺林などに多く利用されてきた。現在のシラカシ林はコナラ等の落葉広葉樹林が管理放棄されて成立したものと考えられる。林床の光環境は暗いため林床植物は少ない。		上層木の間伐や強度の剪定等がない場合は、今後も同様の状態が維持される。	常緑広葉樹林(シラカシ林) 常緑広葉樹林として維持する。 自然遷移にゆだねながら、人の立ち入りを制限するなど攪乱の少ない環境を維持することが望ましい。
	クヌギ・コナラ	薪炭林などとして利用されてきた二次林であり、コナラ、クヌギを中心とした樹林となっている。下刈りの実施状況等により、林床植生の生育状況は異なる。管理放棄された林内は常緑樹やアズマネザサが繁茂している。その場合、放棄された年月が長いほど大径木となっている。近年、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害が拡大している。モウソウチク等の竹が侵入している場合もある。下刈りを行っている箇所では光環境の比較的明るい林床にみられる草本もみられる。	  	林床は定期的な刈取りにより、キンラン等の草本類が維持される。伐採、下刈り等の管理を行わない場合は、落葉広葉樹の上層木の大径化が進むとともに、シラカシ等の常緑樹が増加し常緑広葉樹林へと徐々に遷移が進む。 アズマネザサが繁茂する箇所が拡大しすぎると、林床が暗くなり他の草本植物が減少する。近年、コナラの大径木はナラ枯れの被害が拡大しており、枯死した場所では一時的に林床が変化する。 竹林と隣接している場合、タケ類の侵入が予想される。	落葉広葉樹林(クヌギ・コナラ林) 公園的な利用が見られる樹林は、安全管理の必要性があるため、ササなどが繁茂していない見通しが良い林床とすることが望ましい。 川沿いに位置する樹林は、やぶになるとイノシシ等の移動経路となるため、下草刈りを行い、見通しの良い林床とすることが望ましい。 上記以外の樹林は、間伐等の手を入れながら階層構造が発達した樹林を目指す場合と自然遷移にゆだねながら良好な樹林を目指す場合等状況に応じて目標を設定していく。
ケヤキ	ケヤキを中心とした樹林となっている。		上層木の間伐や強度の剪定等がない場合は、今後も同様の状態が維持される。 竹林と隣接している場合、タケ類の侵入が予想される。	落葉広葉樹林 遷移を見守りつつ、階層構造が発達した樹林を目指す。 草本層に園芸種や外来種 ⁴¹ 等が見られる場合は、除去することが望ましい。	

⁴¹ 意図・非意図的を問わず人為的に自然分布域外に移動させられた種、亜種、あるいはそれ以下の分類群をさし、その移動先で、生存し繁殖することができるもの。

表 5-4 (2) 植生タイプ別の目標植生と望ましい管理の例

区分	植生タイプ		現況写真	遷移の方向	目標植生と望ましい保全管理の例
落葉広葉樹林	ムクノキ・エノキ群落	ムクノキとエノキのいずれかが優占あるいは混生する樹林となっている。		伐採管理等を行わなければ、草本、低木、亜高木、高木の階層構造が発達した広葉樹林に推移すると予想される。長期的にはシラカン等の常緑広葉樹が増加・生長し、徐々に常緑広葉樹林へと遷移が進むと考えられる。	落葉広葉樹林 川沿いに位置する樹林であり、遷移を見守りつつ、やぶになるとイノシシ等の移動経路となるため、下草刈りを行い、見通しの良い林床とすることが望ましい。
針広混交林	-	コナラ、クヌギ等の落葉広葉樹とスギ、ヒノキ等の植林が混交する針広混交林となっている。一部常緑広葉樹林とスギ・ヒノキ等の植林の混交林となっている。		上層木の間伐や強度の剪定等がない場合は、今後も同様の状態が維持される。	針広混交林または常緑広葉樹林 落葉広葉樹とスギ・ヒノキの混交林を維持し、将来的には落葉広葉樹林を目指す。常緑広葉樹林が多い範囲については、常緑広葉樹林を目指す。
針葉樹林	スギ・モミ林	モミと植林されたスギからなる常緑針葉樹林である。小山市内では1箇所確認されている。		モミやスギ等の高木が枯死した場合に林内の光環境が変化し、シラカン等の常緑広葉樹が増加すると予想される。モミやスギ等の高木の枯死等がない限り、林内の光環境は維持される。	モミ林 現在の樹林の状態を維持する。人の立ち入りを制限するなど攪乱の少ない環境を維持することが望ましい。
植林	スギ・ヒノキ植林	植林されたスギ、ヒノキを主体とする常緑針葉樹林である。小山市内では社寺林として管理されている樹林が多く見られた。思川や鬼怒川沿いでは、過去に植栽され管理が行われていない樹林も見られた。		管理が行わない場合は、常緑広葉樹の低木等が増加して、より光環境の暗い林内状況に推移する。放置すると林内の常緑低木が繁茂し林床植生が衰退すると考えられる。強度の高い間伐を実施しない限り、林内の光環境は維持される。定期的な間伐や下刈り等の管理を継続することで、林床の草本類が主体で低木が少ない林内空間がある状況が維持されると予想される。	スギ、ヒノキ植林 社寺林としての現在のスギ・ヒノキ植林を維持する。
落葉広葉樹林	ハンノキ群落	過湿地に成立するハンノキが優占する群落。		乾燥化などの環境変化があった場合などさらに放置するとエノキ、ムクノキ等の異なる落葉広葉樹に樹種が入れ替わり、さらに放置するとシラカン等の常緑広葉樹林に遷移が進行すると予想される。	ハンノキ林 現在のハンノキを維持しつつ、林床に侵入している外来植物は除去することが望ましい。 乾燥化が進むとハンノキ林の更新が難しくなるため、水分状況などに注意する。

表 5-4 (3) 植生タイプ別の目標植生と望ましい管理

区分	植生タイプ		現況写真	遷移の方向	目標植生と望ましい保全管理の例
落葉広葉樹林	マグワ群落	マグワからなる樹林となっている。		マグワ等の樹高がさらに高くなり、広葉樹林として発達する。さらに放置するとエノキ、ムクノキ等の異なる落葉広葉樹に樹種が入れ替わり、さらに放置するとシラカン等の常緑広葉樹林に遷移が進行すると予想される。	落葉広葉樹林(エノキ等) 川沿いに位置する樹林は、やぶになるとイノシシ等の移動経路となるため、下草刈りを行い、見通しの良い林床とすることが望ましい。
竹林	モウソウチク群落	モウソウチクやマダケを中心とした竹林となっている。		管理が行われない場合は、竹が密生し、林床植生がない状態で推移する。また、倒壊した稈、落葉落枝の堆積による林床植生の衰退も予想される。周辺部では拡大して他の植物群落に侵入する。	管理された竹林または落葉広葉樹林 管理された竹林とする場合は、適正な密度に管理することが望ましい。落葉広葉樹林とする場合は、皆伐して林相転換を図る。
落葉広葉樹低木林	ヌルデ・アカメガシワ群落	伐採跡地に見られる先駆植物の樹林となっている。		ヌルデ、アカメガシワ等の先駆性樹種の樹高が高くなり、広葉樹林として発達する。放置するとコナラやエノキ、ムクノキ、ミズキ等の落葉広葉樹林に遷移が進行する。さらに放置するとシラカン等の常緑広葉樹林に遷移が進行すると予想される。	落葉広葉樹林(エノキ等) 川沿いに位置する樹林は、やぶになるとイノシシ等の移動経路となるため、下草刈りを行い、見通しの良い林床とすることが望ましい。

小山市平地林保全・管理計画

令和7年3月策定

発行 栃木県小山市

企画・編集 総合政策部ゼロカーボン・ネイチャーポジティブ推進課

〒323-8686 栃木県小山市中央町1丁目1番1号



平地林保全・管理計画

平地林保全・管理計画

令和7年3月

小山市 総合政策部 ゼロカーボン・ネイチャーポジティブ推進課 森林政策係
〒323-8686 栃木県小山市中央町 1-1-1 TEL : 0285-22-9219 FAX : 0285-22-9546